

29 年 7 月 28 日

高知市議会議長

様

 会派名 高知市議会公明党
 代表者名 山根 堂宏


第 1 四半期政務活動費(4・5・6月分)収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	0
第 1 四半期政務調査費 (4・5・6月分)	1,800,000
利 息	0
合 計	1,800,000

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	107,181
研 修 費	210,170
請 願 ・ 陳 情 活 動 費	510
会 議 費	0
資 料 作 成 費	0
資 料 購 入 費	100,368
広 報 広 聴 費	25,920
人 件 費	0
事 務 諸 費	283,999
合 計	728,148

3 収支差引額(繰越額)

金

1,071,852

円

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活動内容等	期間又は月日	4月1日(土) ~ 6月30日(金)	
	支出先	四国エネルギー共販(株) ほか	
目的・内容・結果等	政務活動のために必要な経費		
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代按分額	48,381
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
		領収証書及び支払証明書添付枚数	19 枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 書 添 付 用 紙

議員名： 山根 堂宏

費 目 名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

$$6,966 \times \frac{3}{8} \text{ 枚分} = 2,612$$

ENEOS

納品書(領収書)

2017年04月26日 12:47

売上
TAKAHIRO YAMANE 様

ENEOSカーブス

車両番号 実車番
0026-00

レギュラー P-06
51.60L(個) *

¥135 ¥6,966

合計 ¥6,966
(内消費税等(8.00%) ¥516)

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

ENEOS/JOMOカード残高: 1,350円

ポイント交換(当店でも可能です)

本日のポイント(去次明那除)の利

用代金明細書に反映されます

四国エネルギー具販株式会社

高知駅前通CS

高知県 高知市

北本町5丁目4-22

TEL:088-883-6371 SS-690013

シーNo 0336-01 デ-9No4740-4740

7レ通番94582

0005

2017/04/26

領収書添付用紙

会派名：高知市議会公明党

高木 妙

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領収証

高木 妙

様

No. 1824

✳

¥ 3000-

但 油代

29年 4月 4日 上記正に領収いたしました

高知市北本町3-4-22
四国エネルギー株式会社
高知駅前通GS
TEL088-883-6371

収入印紙

内訳

現金	
小切手	
	税抜金額
%	消費税額

APICA DR 362

• 3000円 × $\frac{3}{8} = 1125$

• レキ23-22.22L

ENEOS

納品書(領収書)

2017年04月04日 13:10

売上
Tカード会員 様

6 690013-4900 00

現金会員

車両番号 大車番

0026-00

レギュラー 10L

22.22L(個)

(@135)

合計 ¥3,125.00

(内消費税等(8.00%) 250)

釣銭 10000 7000 5000 2000

4000-1000

Tカード会員ID: [REDACTED]

ポイント: 基本P 13P

特別P 0P

今回計 13P

利用可能ポイント 825P

このT会員番号は会員情報が未反映のためポイントは貯まりません。ポイント利用されるには、お客様ご自身で、カード裏面のTサイトより会員情報登録をおねがいいたします。(14)

本日付与されたポイントは2~3日

領 収 書 添 付 用 紙

会派名：西森 美和

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

ENEOS

コスモ石油

納品書 (領収書)

納品書(領収書)

2017年04月05日 18:22

売上

ENEOS Tカード会員 様

ENEOS Tカード

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー / P-10

24.60L(個) *

@135 ¥3,321

合計 ¥3,321

(内消費税等(8.00%) ¥246)

釣銭 10000-6679 5000-1679

4000-679

Tポイント:基本P 15P

特別P 0P

今回計 15P

利用ポイント 0P

利用可能ポイント 580P

注: Tポイントは2~3日

目以降反映されます。有効期限切

等の理由で、Tカードにポイントが

加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ

い。

四国エネルギー共販株式会社

高知駅前通CS

高知県 高知市

北本町3丁目4-22

TEL:088-883-6371 SS-690013

店No 5516-02 TEL:08804-9804

0004 2017/04/05

いつもご利用有難うございます。誠に勝手ながら人手不足のため5月1日からの平日の閉店時刻を午後8時30分とさせていただきます。宜しくお願

い致します。

高知石油(株)

伊勢崎SS

高知市伊勢崎町12-8

TEL:088-823-8099

SS-046664

29年04月15日 20:02 伝票No.0329

現金フリー 様 *

61-04666-000000-001 車番

お買上 現金フリー

11200

レギュラーガソリン 内P04 ¥3391

数量 25.30L

単価 @134

合計 ¥3,391

(内消費税等 ¥251)

釣銭 1万:6609 5千:1609 4千:609

担当: 6-

伝票No0329 T-1 01692 01 29/04/15

上記にて領収書に替えさせていただきます

$$(3,321 + 3,391) \times 3/8 = 2,517$$

規則様式第6号(第6条関係)

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 6,712 円, 也
内 容	4 月分 ガソリン代
支 払 先	四国エネルギー共販株式会社 ほか
支 払 年 月 日	平成29年 4月 5日(水) ほか
理 由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により, 領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので, 下記のとおり補正します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 領収書に宛て名がないため。 ※ 参考資料, 領収証書等があるときは, 別紙に整理し添付してください。

上記のとおり支払いましたので証明願います。

会 派 名 高知市議会公明党

代表者氏名 山根 堂宏 様

29年 4月 30日

依頼者氏名 西森 美和



上記のとおり支払ったことを証明します。

29年 4月 30日

会 派 名 高知市議会公明党

代表者氏名 山根 堂宏



領 収 書 添 付 用 紙

会派名：西森 美和

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

No. 09949

領 収 書

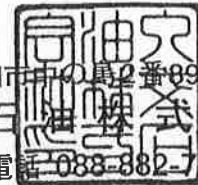
お客様コード

--	--	--	--

印 紙

西森美和

殿



高知市中之島2番09号
入 交 石 油 株 式 会 社
 本社電話 088-882-7400

平成 29 年 4 月 27 日

ご入金額 ¥3,450-

金種	ご入金明細表	手形日付	摘 要
1	¥3,450-	平成 年 月 日	
2	0	平成 年 月 日	
3		平成 年 月 日	
備考 L27-25e			

上記金額正に受領しました。

扱者印無き場合は無効とする

金種 0:現金 1:小切手 2:手形 3:相殺 4:振込

扱者	
----	--

【お問い合わせ電話番号】

- | | | | |
|---|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 高知橋SS：823-8144 | <input type="checkbox"/> 棧橋SS：831-4524 | <input type="checkbox"/> 塚の原SS：844-2411 | <input type="checkbox"/> 高須SS：882-0354 |
| <input type="checkbox"/> 弘化台SS：883-0110 | <input type="checkbox"/> 空港SS：864-4868 | <input type="checkbox"/> 航空給油サービス課：864-4858 | |

$$3,450 \times \frac{3}{8} = 1,293.75$$

規則様式第6号(第6条関係)

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 3,450 円 也
内 容	4 月 分 ガソリン代
支 払 先	入交石油株式会社
支 払 年 月 日	平成29年 4月 27日(木)
理 由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 単価の記載がないため ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。

上記のとおり支払いましたので証明願います。

会 派 名 高知市議会公明党
 代表者氏名 山根 堂宏 様
 29年 4月 30日

依頼者氏名 西森 美和



上記のとおり支払ったことを証明します。

平成29年 4月 30日

会 派 名 高知市議会公明党
 代表者氏名 山根 堂宏



領収書添付用紙

議員名： 伊藤 弘幸

費目名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証

No. _____

伊藤弘幸 様

29年 11月 15日

★ 1 4,824
但 油代 106
上記正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

高知市若松町
藤本石油株式会社

ガソリン代

$$4,824 \times \frac{3}{8} = 1,809 \text{円}$$

領収書添付用紙

議員名：伊藤 弘幸

費目名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 書

№.68612

伊藤 弘幸 殿

領 収 金 額	百万		千		円	
			7	4	5	7

収 入
印 紙

但し 25- 34.63.l.

上記金額確かに領収致しました

平成29年 4月 14日

- 現 金 ¥ 〇
- 小 切 手 ¥
- 約 束 手 形 ¥
- 相 殺 ¥
- 消 費 税 ¥
- 軽 油 税 ¥

Mobil モービル石油代理店

藤本石油株式会社

高知市若松町6番17号
TEL (代) (883) 4453
FAX (883) 4453



平成28年 6. 50冊

ガソリン代
 $4,571 \times \frac{1}{5} = 1,714 \text{ 円}$

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 大久保 尊司

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証 大久保尊司 様

No. 3359

※ ¥ 5,239 -

但 かつり代 39,140 円 134

2017年 4月 12日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内 訳

現金	
小切手	
	税抜金額
%	消費税額

APICA DR 362

高知市福井町1386-5
四国エネルギー共販株式会社
旭ヶ丘GS
TEL088-824-2035

領 収 証 大久保尊司 様

No. 3366

※ ¥ 4,000 -

但 かつり代 29,850 円 (134円)

2017年 4月 25日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内 訳

現金	✓
小切手	
	税抜金額
%	消費税額

APICA DR 362

高知市福井町1386-5
四国エネルギー共販株式会社
旭ヶ丘GS
TEL088-824-2035

4月分 かつり代

$$(5,239円 + 4,000円) \times \frac{3}{8} = \underline{3,464円}$$

領収書添付用紙

議員名： 山根 堂宏

5月分

費目名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

$$5.845 + 4.536 = 10.381$$

$$10.381 \times \frac{3}{8} \text{ 均分} = 3.892$$

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2017年05月15日 12:36

売上
TAKAHIRO YAMANE 様
[REDACTED]
ENEOSカード
中商番号 次車番 [REDACTED]
0026-00
レギュラー P-11
35.00(個) *
@135 ¥5,845
合計 ¥5,845
消費税(8.00%) ¥433
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い

ENEOS/JOMOポイント残高: 1,728P
ポイント交換は当店でも可能です。
本日分のポイント(次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

四国エネルギー共販株式会社
高知駅前通CS
高知県 高知市
北本町3丁目4-22
TEL:088-883-6371 SS-690013
レシートNo 4660-02 テレNo9204-9204
乳通番95777
0001 [REDACTED] 2017/05/15

納品書(領収書)

2017年05月29日 09:14

売上
TAKAHIRO YAMANE 様
[REDACTED]
ENEOSカード
中商番号 次車番 [REDACTED]
0026-00
レギュラー P-10
35.00(個) *
@135 ¥4,536
合計 ¥4,536
消費税(8.00%) ¥336
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い

ENEOS/JOMOポイント残高: 1,728P
ポイント交換は当店でも可能です。
本日分のポイント(次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

四国エネルギー共販株式会社
高知駅前通CS
高知県 高知市
北本町3丁目4-22
TEL:088-883-6371 SS-690013
レシートNo 8067-02 テレNo2772-2772
乳通番96580
000 [REDACTED] 2017/05/29

領収書添付用紙

会派名：高知市議会公明党 **高木 妙**

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領収証 **高木 妙** 様

No. **1705**

✳ **¥3,375-**

但 **カソシ代**

29年**5**月**9**日 上記正に領収いたしました

高知市北本町3-4-22
 四国エネルギー共販株式会社
 高知駅前通GS
 TEL 088-883-6371

収入印紙

内訳

現金	
小切手	
	税抜金額
%	消費税額

APICA DR 362

$$(3375 + 3388) \times \frac{3}{8} = 2536$$

6768

ENEOS

納品書(領収書)

2017年05月09日 09:10

売上
 Tカード会員 様

6-690013-49994-000

現金会員

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

F-05

25.00L(個)

* Y3,375

@135

合計

Y 3,375

(内消費税等(8.0%))

Y 250

釣銭 10000-6625 5000-1625

4000-625

Tカード会員ID: [REDACTED]

ポイント: 基本P 15P

特別P 0P

今回計 15P

利用可能ポイント 1299P

 このT会員番号は会員情報が未反映のためポイントは貯まりませんがご利用はできません。ポイント利用されるには、お客様ご自身で、カード裏面のEサイトより会員情報登録をおねがいいたします。(11)

本日付与されたポイントは2、3日
 以降に反映されます。有効期限切

領収書添付用紙

会派名：高知市議会公明党 **高木妙**

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領収証

高木妙

No. **1721**

様

✳ **¥ 3388-**

但 レギュラー 25.1L @135-

2017年 5月 30日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内訳	
現金	
小切手	
	税抜金額
%	消費税額


APICA DR.362

高知市北本町3-4-22
 四国エネルギー共販株式会社
 高知駅前通GS
 TEL 088-883-6371

ENEOS

納品書(領収書)

2017年05月30日 09:05

売上
 Tカード会員 様
 6-690013-49994-000
 現金会員
 車両番号 実車番
 0026-00
 レギュラー F-02
 25.10L(個) *
 @135 ¥3,388
合計 ¥3,388
 (内消費税等(8.00%) ¥251)
 均読 10000-6612 5000-1612
 4000-612
 Tカード会員コード: 
 単位の基本P 15P
 特別P 0P
 今回計 15P
 利用可能ポイント 1329P

 このTカード会員番号は会員情報とは反映
 のためポイントが貯まりませんがご利用
 できません。ポイント利用され
 るには、お客様ご自身で、カード裏
 面のTカードより会員情報登録をお
 りがたいいたします。(14)

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

R No 033820

領 収 証

寺内 憲資 様

印
紙

¥ 15 003

ただし 5月分ガソリン代 108.70

入 金 内 訳	
現金	✓
小切手	
振込	
相殺	
手形	
軽油税	
消費税	

上記の通り有難く領収致しました

平成 29年 5月 30日



高知 株式会社

高知 6番44号
TEL 822-7525 FAX 822-7525



25.1. 2×50×1000冊

ガソリン代 按分 額
5,626円

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

R No 033820

領 収 証

寺内 憲 資 様

印
紙

¥ 15003

ただし 5月分ガソリン代 108.7円

入 金 内 訳	
現金	✓
小切手	
振込	
相殺	
手形	
軽油税	
消費税	

上記の通り有難く領収致しました

平成 29年 5月30日



コーセイ株式会社 高知支店

高知市 5番44号
TEL 82-7161 FAX 822-7525



25.1. 2×50×1000冊

ガソリン代 按分額

5,626円

領 収 書 添 付 用 紙

会派名：西森 美和

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

No. 10887

領 収 書

お客様コード

--	--	--	--	--

印 紙

西森 美和

殿

高知市中央2番09号
入交石油株式会社
 本社電話 088-882-7400

平成 29 年 5 月 9 日

ご入金額 3,000-

金種	ご入金明細表	手形日付	摘 要
1	3,000-	平成 年 月 日	
2		平成 年 月 日	
3		平成 年 月 日	
備考 <u>レギュラーガソリン 21.74ℓ</u>			

上記金額正に受領しました。

扱者印無き場合は無効とする

金種 0:現金 1:小切手 2:手形 3:相殺 4:振込

扱者

【お問い合わせ電話番号】

- 高知橋SS：823-8144
 棧橋SS：831-4524
 塚の原SS：844-2411
 高須SS：882-0354
 弘化台SS：883-0110
 空港SS：864-4868
 航空給油サービス課：864-4858

$$3,000 \times \frac{3}{8} = 1,125$$

規則様式第6号(第6条関係)

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 3,000 円 也
内 容	5 月分 ガソリン代
支 払 先	入交石油株式会社
支 払 年 月 日	平成29年 5月 9日(火) ほか
理 由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により, 領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので, 下記のとおり補正します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 単価の記載がないため ※ 参考資料, 領収証書等があるときは, 別紙に整理し添付してください。

上記のとおり支払いしましたので証明願います。

会 派 名 高知市議会公明党

代表者氏名 山根 堂宏 様

29年 5月 30日

依頼者氏名 西森 美和



上記のとおり支払ったことを証明します。

29年 5月 30日

会 派 名 高知市議会公明党

代表者氏名 山根 堂宏



領収書添付用紙

議員名： 伊藤 弘幸

費目名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証

No. _____

伊藤 弘幸 様

29年 5月14日

★ ￥4,489

但 油代: 33,5ℓ

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

高知市若松町5番12号
藤本石油株式会社



ガソリン代

$$4,489 \times \frac{3}{8} = 1,682円$$

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 大久保 尊司

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証 大久保尊司 様

No. 3368

※ 72,000-

但レキ23-14,930 @134

2017年 5月 1 日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金	0
小切手	
	税抜金額
%	消費税額

APICA DR 362

収入印紙

高知市福井町1386-5
四国エネルギー共販株式会社
旭ヶ丘GS
TEL088-824-2035

領 収 証 大久保尊司 様

No. 3370

※ 74,000-

但レキ23-29,850 @134

2017年 5月 5 日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金	0
小切手	
	税抜金額
%	消費税額

APICA DR 362

収入印紙

高知市福井町1386-5
四国エネルギー共販株式会社
旭ヶ丘GS
TEL088-824-2035

領 収 証 大久保尊司 様

No. 3375

※ 73,200-

但レキ23-22,880 @134

2017年 5月 17 日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金	
小切手	
クレジット	0
	税抜金額
%	消費税額

APICA DR 362

収入印紙

高知市福井町1386-5
四国エネルギー共販株式会社
旭ヶ丘GS
TEL088-824-2035

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 大久保 尊司

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領収証

大久保 尊司 様 2017年 5 月 29 日

¥ 5,414

但 ガソリン代 (40.40L, 134円/L)
上記正に領収いたしました

内訳 7レシート 払
税抜金額
消費税額等 (%)



5月分 ガソリン代

$$(2,000円 + 4,000円 + 3,200円 + 5,414円) \times \frac{3}{8}$$

$$= 5,480円$$

Express

系内品書(領収書)

高知スタンダード石油(株)
曙町SS
高知市曙町1-2-25
TEL:088-844-6933
2017/05/29(月) 17:04

VISA/MASTER Speedpass 様
16050

売上
シナジーレギュラー
000260 ¥5414
40.40L @134円/L-1N-1

小計 ¥5,414
(内消費税等 ¥401)
合計 ¥5,414

承認No. 7746563
支払方法 一括

事前OK
端末処理通番 10964
※本書保管上のお願!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

No.4049 担当:0000
POS番号01
2017/05/29

領 収 書 添 付 用 紙

議員名： 山根 堂宏

費 目 名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

6.615 × $\frac{3}{8}$ 抽分 ≐ 2.480

ENEOS

納品書(領収書)

2017年06月21日 08:59

売上

TAKAHIRO YAMANE 様

ENEOSカード S

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

P-06

49.00L(個)

*

@135

¥6,615

合計

¥6,615

(内消費税等(8.00%))

¥490

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

ENEOS/JOMO® イト残高: 5,331P

ポイント交換は当店でも可能です。

本日分のポイントは次回以降のご利用

代金明細書に反映されます。

四国エネルギー共販株式会社

高知駅前通GS

高知県 高知市

北本町3丁目4-22

TEL:088-883-6371

SS-690013

レシートNo 3781-01

バーコードNo8773-8773

共通番号97911

0005

2017/06/21

領収書添付用紙

会派名：寺内 憲資

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

R No 033836

領 収 証

寺内 憲資 様

印
紙

¥ 5 3 8 3

ただし 6月分油代 (392)

上記の通り有難く領収致しました

平成 29 年 6 月 29 日

入金内訳	
現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	
振込	
相殺	
手形	
軽油税	
消費税	



コープ 高知 株式会社

高知市 6 番 44 号
TEL 822-7161 FAX 822-7525



25.1. 2 × 50 × 1000冊

ガソリン代

$$5,383_{\text{円}} \times \frac{3}{8} = 2,018_{\text{円}}$$

領収書添付用紙

会派名：西森 美和

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

ENEOS 領収書



納品書 (領収書)

吉永石油有限会社 アタゴSS
高知県高知市伊勢崎町8-26
TEL:088-875-7032 SS:62703

高知石油株式会社
セルフステーション北バイパス
高知県高知市 薊野
北町 2丁目 11番35号
TEL:088-820-2606 SS-082511

29年05月24日 09:37 レシートNo 105
カイン 様
0-62703-9401 0000 *
売上 現金

2017年05月29日 13:29 伝票No.0347
通番3941

レギュラー * 13-1
7.46 L @134.0 ¥1000
(内ガソリン税 @53.8 ¥401)

マスター 様
お買上 779-

合計 ¥1,000
(内消費税等 ¥74)
0000 預 ¥1,000 釣 ¥0
05 00421

11200
レギュラーガソリン P10 ¥3021
数量 22.21(L)
単価 @136

合計 ¥3,021
(内消費税等 ¥224)
承認No.0000148171
吉永石油 通営

$$(1,000 + 3,021 + 3,000 + 3,400 + 3,248) \times \frac{3}{8} = 13,669 \times \frac{3}{8} = 5,125$$



納品書 (領収書)



納品書 (領収書)

ENEOS 領収書

吉永石油有限会社 アタゴSS
高知県高知市伊勢崎町8-26
TEL:088-875-7032 SS:62703

売上
(株) ジェイエイ高知市
寮SS
高知県高知市中薬泉寺52
TEL:088-871-0008 SS:7355101303
2017/06/07(水)17:56
上 様
73-551-013-013500159-000-00
現金フリー 手
区分 10

高知石油(株)
伊勢崎SS
高知市伊勢崎町12-8
TEL:088-823-8099 SS-046664

29年06月29日 19:52 レシートNo 530
様 0000

29年06月15日 07:53 伝票No.0004

レギュラー * 13-1
24.24 L @134.0 ¥3248
(内ガソリン税 @53.8 ¥1304)

行01 No.8169
レギュラーガ P-08
22.06L/L @136.0 ¥3000

11200
レギュラーガソリン 内P10 ¥3400
数量 25.00L
単価 @136

合計 ¥3,248
(内消費税等 ¥241)
*

合計 ¥3,000
(内消費税等 ¥222)

合計 ¥3,400
(内消費税等 ¥252)

係員: 1万7000 5千2000

承認No.0000089624
支払方法 通営
担当: 1-
伝票No.0004 1-1 00022 02 29/06/15
レシートを折りたたんで保管の際は
印字面が内側になる様にお願ひします

1478
Tカード会員 :
Tカードポイント: 基本P 15P
特別P 0P
合計P 15P
Tカードが無効の場合、Tポイントは
貯まりません。詳細はwww.tsite.jp
にてご確認下さい。

05 02121

規則様式第6号(第6条関係)

支払証明書

支払金額	金 13,669 円 也
内 容	6 月分 ガソリン代
支 払 先	(株) ジェイエイ高知市 ほか
支払年月日	平成29年 6月 7日(水) ほか
理 由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 宛名がないため ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。

上記のとおり支払いましたので証明願います。

会 派 名 高知市議会公明党

代表者氏名 山根 堂宏 様

29年 6月 30日

依頼者氏名 西森 美和



上記のとおり支払ったことを証明します。

29年 6月 30日

会 派 名 高知市議会公明党

代表者氏名 山根 堂宏



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 大久保 尊司

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証

No. 3390

大久保尊司 様

✳

75,404-

但ガソリン代 36,942 1L単価 174円 @134/L

収入印紙

内 訳

現金	
小切手	
クレジット 75,404	
	税抜金額
	% 消費税額

2017年6月14日 上記正に領収いたしました

高知市福井町1386-5
四国エネルギー共販株式会社
旭ヶ丘GS
TEL 088-824-2033

APICA DR 362

領収証

大久保尊司 様 17年6月29日

¥ 4,950-

但ガソリン代 36,942 1L単価 174円
上記正に領収いたしました

内訳 クレジット 高知スタンダード石油株式会社
税抜金額 曙町サービスステーション
消費税額等 (%) 高知県高知市曙町1-2-25
TEL 088-824-2033

6月分ガソリン代

$$(5,404 + 4,950) \times \frac{3}{8} = \underline{\underline{3,882円}}$$

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活動内容等	期間又は月日	5月 1日(月) ~ 5月 1日(月)	
	支出先	高知フレズノ姉妹都市委員会 ほか	
	目的・内容・結果等	フレズノ市、スラバヤ市、蕪湖市、北見市 各姉妹都市委員会への会費	
支出金額等	項目	用途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	フレズノ市 3,000 円 スラバヤ市、蕪湖市、北見市各 2,000 円	9,000
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
		領収証書及び支払証明書添付枚数	4 枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	② 研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

5/1

領 収 証

No. 12

高知市議会会派(公明党)様

平成 29 年 5 月 1 日

★ ￥ 5,000.-

但 平成 29 年度 会費

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

高知 フレスノ姉妹都市委員会

会長代理 織田耕作



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	② 研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

5/1

領 収 証

No. 13

高知市議会会派(公明党)様

H 29 年 5 月 1 日

★ ￥ 2,000.-

但 平成29年度会費

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

高知市・スラバヤ市姉妹都市委員会

会長 西山 彰 一



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	② 研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

5/1

領 収 証

No. 14

高知市議会会派(公明党)様

H₂9年 5月 / 日

★ ￥ 2,000.-

但 平成 29 年度会費

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

高知市・高知市方好都市委員会

会長 横田

健



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、 <u>研 修 費</u>	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

5/1

領 収 証

No. 15

高知市議会会派(公明党)様

平成 29 年 5 月 1 日

★ ￥ 2,000,-

但 平成 29 年度会費

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

高知市・北見市・津和野市・津和野市委員会

会長 田村建二郎



規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：公明党

	期間又は月日	4月12日(水) ~ 4月14日(金)	
	支出先	高知市議会議員 寺内憲資	
活動内容等	目的・内容・結果等	4月12日 1330~1600 大阪府富田林市視察 市町村設置型浄化槽をPFI事業により、適正な維持管理体制とコストの削減につなげており、大変参考となった。	
		4月13日~14日 平成29年度 市町村議会議員特別セミナー受講 原発被害に見舞われた南相馬市長の講義、市町村議会の活性化に向けて、地方公共団体情報システム機構の西尾理事長の講義等々を受講し、市議会議員としての知識を深めることができた。 (受講内容、別添資料のとおり) ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	交通費、受講料ほか旅費規程による 51,900 円 研修費 2,400 円 振込料 486 円 土産代 1,620 円	56,406 円
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
		領収証書及び支払証明書添付枚数	2 枚
備考			

行政視察報告書

報告者氏名(視察代表者) 寺内憲資



1 視察者氏名

寺内 憲資			

2 視察期間 29年 4月12日

3 視察先, 視察事項, 選定理由, 視察結果等

視 察 日 視 察 先	視 察 事 項 及 び 選 定 理 由	視 察 結 果 (参考となった事項, 考察)
4月12日(水) 大阪府 富田林市役所	生活排水処理対策として市町村設置型浄化槽を採用、同浄化槽の維持管理体制をPFI事業により実施し、低コストで適正な処理体制を構築している	現在、国から生活排水処理構想を10年間を目処に作成するよう求められており、今後10年間で生活排水処理を完結しなければならない状況となっている。その様な中、高知市においては下水道普及率も約60パーセント、浄化槽の設置状況も単独浄化槽が2万基もあり、10年間でどのように完結させていくか大きな課題となっている。そのため、富田林市が進めるPFI方式による市町村設置型浄化槽は、高知市の生活排水処理の加速化策として、大変参考となった。

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

※ 主要な関係資料の写しを添付してください。

視察に係る旅費交通費の内訳は、別紙のとおり。

旅 費 明 細 書

月 日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				航空賃	車 賃		宿 泊 料		食卓料	計						
					営業 換算	運賃	急 行料	計		定額	実額	日 数	定額			夜 数	定額				
12 4	高知 (8:01)	岡山	富田林西口 (12:48)	大津市	399	6,640	4,550	11,190	円					円	11,190						
	富田林西口 (16:12)		唐崎 (18:11)		92.1	1,580		1,580		1	3,000	1	14,800			19,380					
13		唐崎		大津市																	
14	唐崎 (13:20)	岡山	高知 (17:41)		412.6	7,060	5,520	12,580						1	1,500	1	4,250		5,750		
														1	3,000				15,580		
支 度 料									円					円							
旅行雑費									円					円							
合 計					903.7	15,280	10,070	25,350	円					円							
支 度 料									円					円							
旅行雑費									円					円							
合 計									円					円							

(注) 括弧内には、在勤地の出発(予定)時刻を記載すること。
 ※ 4/13は宿泊指定 (1泊2日6,650円 (内研修費2,400円) 朝1 昼1 夕1 食付)。
 ※ 4/13は昼食が用意されているため半日当とする。

(支給額) 円
51,900

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

〈四銀〉キャッシュサービス
ご利用明細票
 毎度ご利用いただきありがとうございます。
 ただいまのお取引の詳細は下記のとおりでございます。ご確認ください。

四国銀行

取引日 29-04-05 取引店番号 0081 0001 6275
 取引種別 支店番号 口座番号

取引区分 振込 総取引金額 ¥6,650

お振込

お振込の残高

お支払の残高

5000	1000	500	100	50
0	1	0	2	1
0	0	0	0	0

0 ¥486 ¥364

お受取人 滋賀銀行 唐崎支店 普通通帳 461158
 サイセ ンゴクシチヨウソクケンシュウサイ
 タン様
 ご依頼人 コウチシギカイ テラウチ ノリヨシ様
 088-823-9400 11:43

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

振込み手数料 486円

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証

高知市議会公明様 29年 4月11日

*71620-

但 銘草撰17件

上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額
 消費税額(%)

高知市はりまや町1丁目
 株式会社 浜
 電話(088)875-8151



視察場所 富田林市役所への土産代

全国研第92号
平成29年3月21日

高知県 高知市議会議長様

公益財団法人全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

学長 松 崎 茂

滋賀県大津市唐崎二丁目1番1号



研修受講の決定について

先にお申込みいただきました貴所属議員の研修受講について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。
つきましては、以下の事項にご留意のうえ、所要の事務手続等についてよろしくお願
いします。

氏名	寺内 憲資
コース名	平成29年度第1回市町村議会議員特別セミナー
研修期間	平成29年4月13日（木）～ 4月14日（金）

1 研修受講に要する経費の納入について

下記金額を指定期間内に指定口座へ振り込んでください。
なお、本決定通知をもって請求書に代えさせていただきます、別途請求書は発行しませ
ん。

(1) 納入金額：6,650円 〈内訳〉 研修費(@1,200) 2,400円
食費 2,000円
研修生活動費 2,250円

(2) 指定期間：平成29年4月4日（火）～ 4月10日（月）

(3) 指定口座：滋賀銀行 唐崎支店 普通 No.461158
みずほ銀行 大津支店 普通 No.1705329
名義人：ザイ センコクシヨウリクカクシヨウサ イタン
センコクシヨウリクカクサイブンカクシヨウ
(公財)全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

注1) 振込依頼書の「ご依頼人氏名欄」は、必ず貴団体名を記入してください。
注2) 貴団体からの振込通知書の送付は不要です。

平成29年度「第1回市町村議会議員特別セミナー」時間割

月日	曜日	1時限 (9:25-10:35)	2時限 (10:50-12:00)	3時限 (13:00-14:10)	4時限 (14:25-15:35)	5時限 (15:50-17:00)	(敬称略) 課外 (17:00-)
4/13	木		11:00-12:00 受付 11:30- 昼食 13:00- 開講・日程説明	【講義】 (13:15-14:45) 大震災を乗り越え、未来を築く	【講義】 (15:00-16:30) 世界情勢と地域経済	16:30- 入寮オリエンテーション 17:30- 交流会	
			2階【講堂】	南相馬市長 桜井 勝延 2階【講堂】	SMB Cフレンド証券 投資情報部 チーフストラテジスト 松野 利彦 2階【講堂】	1階【大食堂】	
4/14	金	【講義】 (9:00-10:30) デジタルメディアはどう変わったのか ～地域振興と情報発信～	【講義】 (10:45-12:15) 市町村議会の活性化に向けて	12:15-12:30 閉講・事務連絡			
		株式会社 講談社 ※ 瀬尾 傑 2階【講堂】	地方公共団体情報システム機構 理事 長 西尾 勝 2階【講堂】				

◎日程は、都合により変更になる場合があります。

※株式会社 講談社 第一事業戦略部長 兼 デジタルソリューション部担当部長 兼 現代ビジネスGM

名札の色：白色

(平成29年3月16日現在)
担当：吉野、中島

新富田林市生活排水対策基本計画 (2次改訂)

平成24年2月
富田林市

目 次

はじめに	2
第1章 計画の方針・目標に関すること	4
1. 基本理念	4
2. 基本方針	4
3. 計画の目標など	5
(1) 目標を設定する流域	5
(2) 水質保全目標	5
(3) 水質指標	5
第2章 計画の推進に関すること	6
1. 生活排水対策の基本施策	6
2. 生活排水処理施設の整備に関する基本方針	7
(1) 公共下水道の整備	7
(2) 浄化槽の整備	7
(3) 公共下水道と浄化槽のコスト比較	8
(4) 公共下水道整備区域と浄化槽整備区域	12
(5) 生活排水処理の年次目標と整備計画	15
3. 生活排水対策に係る啓発普及活動	17
(1) 啓発普及活動の推進	17
(2) 啓発活動の基本方針	17
(3) 啓発活動の方向	17
(4) 実施すべき内容	18
4. 施策の実施による効果	19
(1) 処理形態別人口の変化	19
(2) 汚濁負荷量削減効果	19
(3) 水質改善効果	20
5. その他の生活排水対策の推進	21
(1) 関係自治体等との連携	21
(2) 関係計画との連携	21
第3章 富田林市の概況	22
1. 自然環境	22
(1) 位置および沿革	22
(2) 地 勢	22
(3) 気 象	22
(4) 河 川	22
2. 社会環境	24
(1) 人口・世帯数の推移	24
(2) 市街化区域・用途地域の状況	25
3. 生活排水対策関連事項	27
(1) 水質汚濁の状況	27
(2) 生活排水処理の現状	30
(3) 現況の汚濁負荷量	33
4. 環境にやさしい循環型のまちをめざして	34
(1) 刊行物等による広報活動	34
(2) 環境保全に関する行事	34

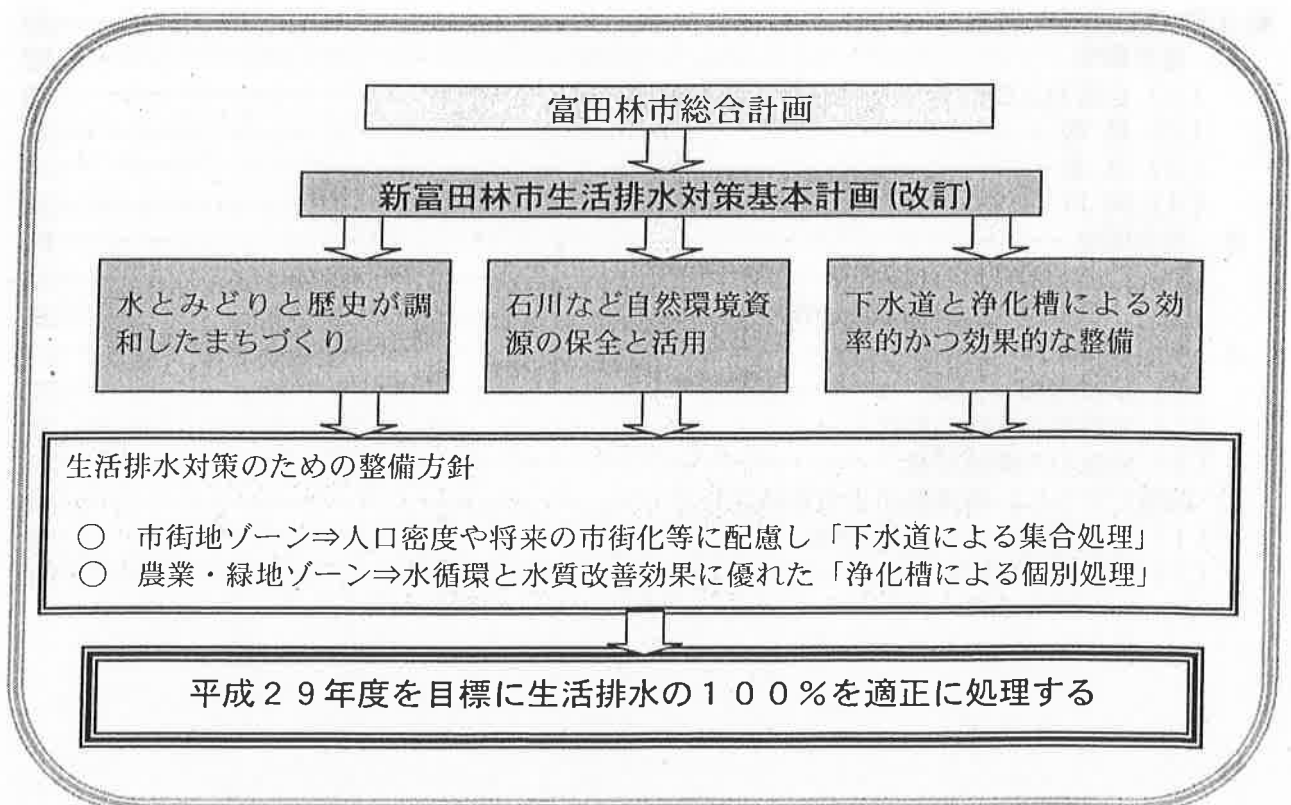
はじめに

平成19年3月に策定した第4次富田林市総合計画では「南河内の中心として独自のまちづくりを進めてきた歴史・伝統を受け継ぎ、金剛・葛城山系に連なるみどり豊富な景観と、清き石川に育まれた心豊かな人々が、互いに支えあいながら、いきいきと健やかに暮らし続けるまち・富田林」という将来像を実現するために、「環境にやさしい循環型のまちをめざす」ことを施策の柱の1つとして掲げています。この施策では「先人が残してくれた富田林の山並みや石川の清き流れを、これ以上汚さないようにするため、また失ってしまった多くの木々を少しでも多くよみがえらせるため、子どもたちの将来にも受け継がれる、環境にやさしい循環できるまちづくり」を進めることを定めています。

一方、平成16年3月に策定した「新富田林市生活排水対策基本計画」では、従来から実施してきた公共下水道事業に加えて、浄化槽整備推進事業を導入することで、生活排水の処理を促進し、平成22年度に100%適正処理することを目標に定めました。その後、公共下水道事業と浄化槽整備推進事業を併行して実施することで、平成14年度末には71.2%であった普及率が、19年度末には80.1%（公共下水道事業79.3%、浄化槽整備推進事業0.8%）と、8.9ポイント上昇しています。

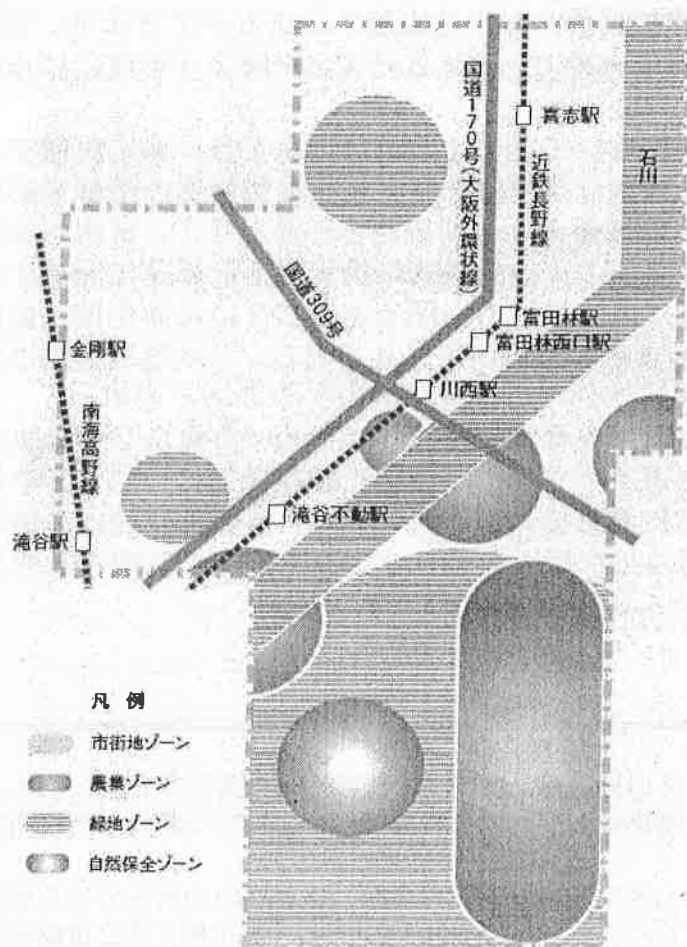
現在、公共下水道事業も浄化槽整備推進事業もその整備率を伸ばしていますが、平成22年度と設定した目標の実現は困難であるといわざるを得ません。そこで、今後整備を必要とする生活排水対策の事業量を再検証し、より一層の効率化を図るとともに、迅速な整備を推進するため、整備手法についても再度検討します。多大な投資を必要とする生活排水対策において、初期経費の軽減を図れる浄化槽整備推進事業を積極的に活用し、少しでも早い目標達成の実現をめざします。

本基本計画は、本市の上位計画である第4次富田林市総合計画との整合を図りつつ、将来の人口減少問題にも配慮するものとします。なお、2次改訂は先の改訂における整備手法の留保を見直す他、新たな時点修正等を行いません。



総合計画土地利用構想

- ・本市は、地勢や土地利用の面から、市内をほぼ南北に流れる石川沿いに広がる平野部の既成市街地、西部丘陵部の計画的市街地、および南部山地部の農村集落地の三つに大別されますが、それぞれが互いに特徴を持ちながら全体として富田林固有のまちなみを形成しています。
- ・土地は、現在および将来にわたる貴重な財産であり、市民の日常生活や活動の基盤であるため、総合計画策定以来、その土地利用の方針に基づき、「緑と自然を保全しながら調和のあるまちづくり」を進めてきています。
- ・今後も、本市の良好な自然環境、歴史環境の保全を図りながら、長期的な視点に立ち、まちの発展を促すため、全市を「市街地ゾーン」、「緑地ゾーン」、「農業ゾーン」、「自然保全ゾーン」の4つのゾーンに区分し、総合的な土地利用の実現を図ります。



◎市街地ゾーン

既に市街地として形成された地域については、都市基盤の充実に努め、未形成の地域については、周辺の土地利用など開発の適正度を常に考慮しながら面的整備を促進し、良好な生活環境の整った市街地整備を図ります。

◎緑地ゾーン

緑の丘陵や石川など、恵まれた自然環境を維持するとともに、市民の憩いと交流の場を提供するため、都市的な開発を抑制し、緑地の保全を図ります。

◎農業ゾーン

石川周辺の平野部や佐備川沿いに広がる農業地域では、都市的な開発を抑制し、都市近郊型の農業地帯としての発展を図るとともに、環境や景観の保全の観点から、まとまりのある優良な農地の保全に努めます。

◎自然保全ゾーン

自然環境の維持と防災上の観点から、都市的な開発を避け、将来にわたって自然環境の保全を図ります。

第1章 計画の方針・目標に関すること

1. 基本理念

水は人間にとって生命の源であり、日常生活には1日たりとも欠かすことのできないものです。また、快適な水環境は、人の心に潤いとやすらぎを与えてくれます。

こうした水および水環境の重要性を知り、石川とそこにそそぐ河川の水環境を良好に保全し、次の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた責務です。

私たちが生活で利用した水を浄化し、自然にあるべき状態に戻すことを基本と認識し、生活排水対策を推進します。

2. 基本方針

生活排水対策は、それぞれの地域特性に適した効率的で効果的な手法を選定し、かつ計画的に行う必要があります。

公共下水道事業は、生活排水を一箇所に集約し浄化処理するもので、排水管路や大規模な処理場などの整備に多大な投資を必要としますが、市街化区域など人口密集地域においてはその集約効果により効率的に排水対策を実施することができます。現在、公共下水道事業は市街化区域内の整備を進めているところで、平成23年度には市街化区域の整備が概成する予定です。

一方、浄化槽整備推進事業は、各戸において発生する生活排水を各戸毎に設置する浄化槽によって浄化処理するもので、長大な排水管路や大規模な処理場の整備を必要としません。また、その整備に当たっては多大な初期投資を必要とせず、排水対策を望む家庭を優先して整備することができるため、効果的に排水対策を迅速に実施することができます。現在、東条地区並びに彼方地区の一部で実施している浄化槽整備推進事業は当初設置予定の450基の80%の整備が完了しており、下水道事業では当分整備を見込めなかった地域での生活排水処理の推進が実現しつつあります。

富田林市全域で生活排水の100%処理を早期に達成するため、これら2つの異なる手法を活用し、未だ生活排水対策に着手していない市街化調整区域について、それぞれの手法による適性評価や、想定される整備時期等を考察し、地区毎における適切な整備手法を定めることで、より迅速に生活排水の100%適正処理の実現をめざします。

※合併処理浄化槽と単独処理浄化槽

家庭から出るし尿のみを浄化処理し、その処理水を放流する施設が単独処理浄化槽である。一方、し尿のほか、家庭から排出される雑排水のすべてを併せて浄化処理する施設が合併処理浄化槽である。

これらの浄化槽が処理できる能力にも大きな違いがあり、現在、処理能力の劣っている単独処理浄化槽の新規設置は法律で禁止されている。また現浄化槽法では、「浄化槽」は合併処理浄化槽を指すものとされており、従来の単独浄化槽は「みなし浄化槽」と扱われている。本書ではこれに沿って合併処理浄化槽を「浄化槽」と、単独処理浄化槽を「みなし浄化槽」と表現している。

3. 計画の目標など

(1) 目標を設定する流域

富田林市は西部の東除川流域と中東部の石川流域とがあります。東除川流域は既に公共下水道の整備が進んでおり、生活排水に係る汚濁負荷の軽減が実現しています。一方、石川流域は生活排水対策が遅れていることから、事業の進捗に伴い、更なる汚濁負荷の軽減が図れるものと考えます。

本基本計画は市域全体を対象としたものではありませんが、排水対策が遅れている石川流域の水質保全目標をもって基本計画の目標とします。

(2) 水質保全目標

現在、石川流域の石川および佐備川は、環境基本法（公害対策基本法【廃止】を含む）に基づきそれぞれ水質環境基準B類型（BOD値3mg/ℓ以下）および水質環境基準C類型（BOD値5mg/ℓ以下）に指定されています。石川はその水質基準を概ね達成しており、今後更なる水質環境の改善によるA類型（BOD値2mg/ℓ以下）をめざします。

一方、佐備川については浄化槽整備推進事業の効果が発揮され、浄化槽整備区域内では石川を上回る水質環境が実現しており、今後とも全域における水質向上に努めます。

水質環境改善目標

- 石川 : 環境基準B類型 ⇒ A類型をめざす
(BOD値 3mg/ℓ以下 ⇒ 2mg/ℓ以下)
- 佐備川 : 環境基準C類型 ⇒ B類型をめざす
(BOD値 5mg/ℓ以下 ⇒ 3mg/ℓ以下)

(3) 水質指標

本市では、近隣市町村とともに水生生物の観察会を実施していることから、指標生物など、誰でもわかりやすい身近な水質指標の目安を設定し、住民の水質保全に対する意識を高めるよう努めています。

そして、市民が気軽に水に親しみ憩える場として、また、水遊びができる場として、ホタルが飛びかう自然豊かな川にするよう水質保全に努めていきます。

※環境基準:「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染および騒音について決められている。水質汚濁にかかる環境基準のうち、BODなどの生活環境に関する環境基準として、河川の場合、A、A、A、B、C、D、Eの6つの類型に分けられている。Aは最もきれいな水であることが求められ、次いでA、B、……の順となっている。

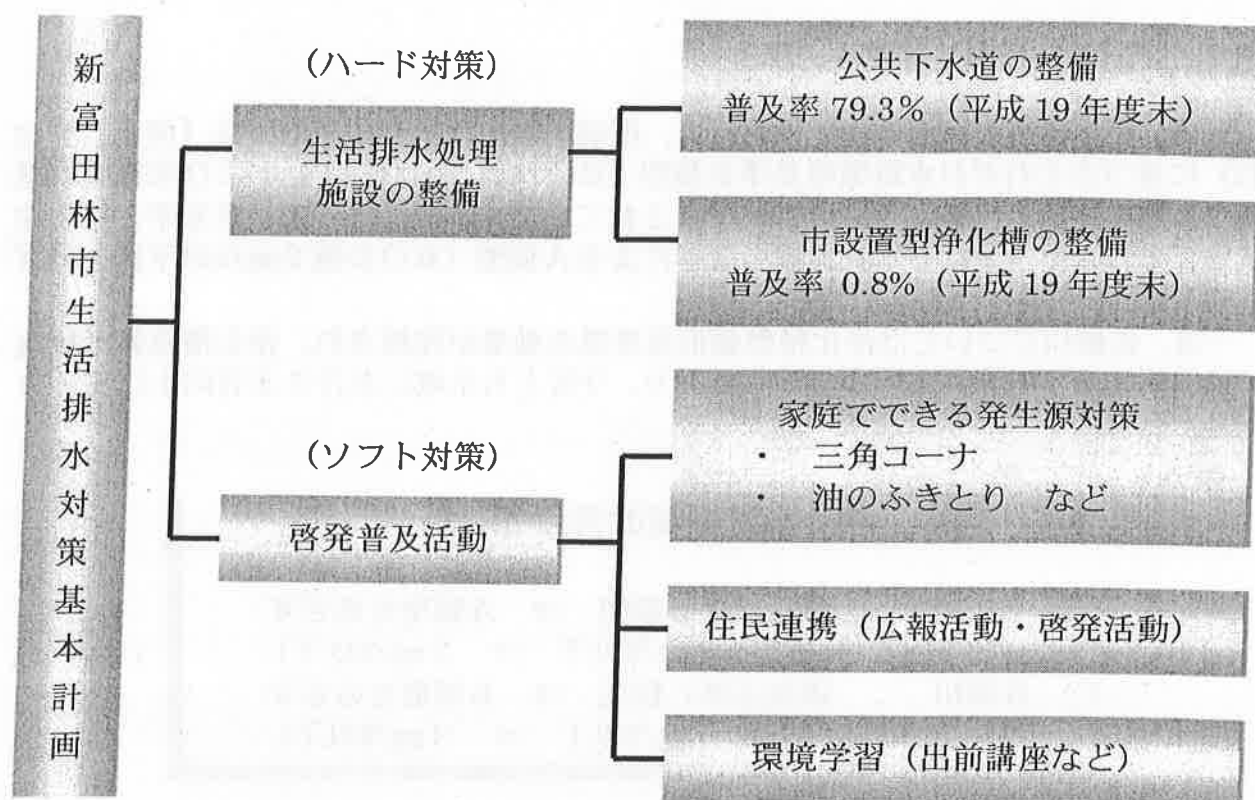
※BOD :「生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)」という。20℃の恒温状態で、5日間に水の中の汚れ(有機物)を微生物が分解する際に必要な酸素量で示し、川の汚れ具合を示すのに用いられている。この数字が小さいほどきれいな水であるといえる。

第2章 計画の推進に関すること

1. 生活排水対策の基本施策

本市における生活排水対策は、下水道と浄化槽を効率的かつ効果的に組み合わせて整備を行う市の取り組みと、住民が家庭でできる雑排水の発生源対策の啓発普及活動を大きな2つの柱とし、地域の状況に応じて総合的に推進するものです。

本市の生活排水対策の基本施策を下記に示します。



※普及率と水洗化率

公共下水道事業における計画目標や実績を表す数値として、普及率（人口普及率）や水洗化率が用いられる。普及率は、公共下水道が供用開始された区域内の人口（供用開始人口）を行政区域内人口で割ったもので、現に下水道を利用しているか否かの区分を問わない。一方、水洗化率は公共下水道が供用開始された区域内において、現に公共下水道に接続し利用されている人口（水洗化人口）を供用開始人口で割ったものである。

2. 生活排水処理施設の整備に関する基本方針

本市は、市設置型による浄化槽整備推進事業を実施中の東条地区並びに彼方地区の一部を除き、流域関連公共下水道の計画区域となっていますが、より効果的、効率的で迅速に生活排水の100%適正処理の達成をめざすには、費用対効果の観点からも、公共下水道事業による整備と併せて、市設置型による浄化槽整備推進事業をさらに推進します。

(1) 公共下水道の整備

公共下水道は、流域下水道の処理区に基づき大井処理区、狭山処理区および今池処理区に区分されています。これらの区分やそれぞれの処理区の範囲などについては上位計画である大和川下流流域下水道計画との整合を図ります。公共下水道の整備については大規模な設備投資を伴うことから、人口の集中する市街化区域やその周辺区域など、将来に亘り市街地形成が想定される市街地ゾーン（総合計画土地利用構想）において整備を図ることを基本とします。なお市街化調整区域については市街化区域のような全域整備ではなく、既存集落部分を対象として整備するものとします。

(2) 浄化槽の整備

市設置型による浄化槽整備推進事業では、窒素除去タイプの高度処理型浄化槽を採用し排水の高度処理を実現しています。比較的人口密度の低い集落においては公共下水道に比べて建設コストが安く、また希望される家庭に対して短期間で設置でき、効果的で迅速に水洗化が実現できる排水対策と言えます。さらに処理した水質のよい排水をその場で河川や水路などに戻すことで、川や水路の水量を減らすことなく自然環境の保全にも貢献したものとと言えます。これらのことから浄化槽整備推進事業については、将来に亘り市街地形成が想定されていない農業・緑地ゾーン（総合計画土地利用構想）において整備を図ることを基本とします。

※市設置型による浄化槽整備推進事業

環境省所管の浄化槽市町村整備推進事業として実施される事業で、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るため、平成6年度より特定地域生活排水処理事業として実施されている。

市町村が各戸に浄化槽を設置し、下水道のように使用料を徴収して管理運営する事業で、平成12年度から国の補助採択基準が緩和されたことにより、府域においても導入が可能となった。また、従来からの浄化槽設置整備事業（個人設置補助）と比較して次のような特徴があり、浄化槽の面的整備に有効な手法である。

- ①住民個人が設置する従来の個人設置型に比べて国の補助額が多く、市町村の財源に下水道事業債などが充当できるため、住民や市町村の負担が少ない。
- ②市町村の責任で設置・管理運営されるため、維持管理が万全で、かつ効率化が図れる。
- ③計画的に整備（公共事業としての面的整備）するため、地域の生活排水処理を速やかに進めることができる。

(3) 公共下水道と浄化槽のコスト比較

今後、生活排水対策が必要な市街化調整区域の各地区について「大阪府域版コスト計算モデル」および「浄化槽整備推進事業実績」に基づき費用対効果（コスト比較）を検証し、その結果を表2-1および図2-2に示します。

なお、コスト比較に用いた各種設定条件は以下のとおりです。

①公共下水道コスト計算条件「大阪府域版コスト計算モデル(単価は府内実績)」

設備	区分	建設コスト		耐用年数	維持コスト
処理施設	土木	大井 270,000 円/m ³	50%	50 年	大井 31.4 円/m ³ 狭山 34.2 円/m ³
	機械	狭山 276,000 円/m ³	50%	25 年	
管渠施設	流域	大井 6,530 円/m ³ 狭山 1,627 円/m ³		72 年	231 円/m
	公共	112,400 円/m		72 年	

※建設コストは最大汚水量 0.4 m³/人日により、維持コストは平均汚水量 0.3 m³/人日により算定

※公共下水道管渠は想定される管渠整備延長により算定

②浄化槽コスト計算条件「大阪府域版コスト計算モデル(単価は本市実績)」

設備	区分	建設コスト		耐用年数	維持コスト
浄化槽 5人槽	本体	779,247 円/基	55%	50 年	48,900 円/基
	設置		40%		
	機械		5%	11 年	
浄化槽 7人槽	本体	857,855 円/基	55%	50 年	54,800 円/基
	設置		40%		
	機械		5%	11 年	
浄化槽 10人槽	本体	1,070,895 円/基	55%	50 年	64,820 円/基
	設置		40%		
	機械		5%	11 年	

※建設コストは浄化槽本体と付帯工事費として本体価格に 8.5%を加算

※維持コストは機械設備修繕費として管理価格に 4,000 円を加算

※設置基数は 19 年度末の住民基本台帳および外国人登録世帯をもとに現地調査またはGISを用いて居住住居数を算出し、そこから既設置数を差し引き、さらに将来の人口減少の影響を10%と想定し、その分を差し引いた住居数を必要な浄化槽数とした。

※各人槽ごとの基数は現地調査等を実施した地区を除き実績比をもとに按分した。

H16年5月2日

表2-1 下水道と浄化槽の地区別コスト比較

地区	町丁目名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	下水道 (千円)				浄化槽 (千円)					
				建設費		耐用年 数当り 建設費	維持 管理費	年間 コスト	建設費	耐用年 数当り 建設費	維持 管理費	年間 コスト	
				管渠長									設置数
A	平1、平2、喜志新家1、喜志新家2、喜志5	284	711	3,608m	484,074	7,959	3,274	11,233	170基	203,310	4,787	10,161	14,948
B	喜志3、喜志4	31	88	458m	61,158	1,002	404	1,406	21基	17,908	421	1,229	1,650
C	喜志3、喜志、梅の里1、宮1、宮2、宮3、旭ヶ丘、桜井2、中野西2、栗ヶ池	585	1,180	5,530m	752,094	12,499	5,334	17,833	261基	227,172	5,349	14,318	19,667
D	栗ヶ池、中野1、中野3、中野西1、中野西2	36	87	523m	68,464	1,104	419	1,523	23基	20,346	480	1,331	1,811
F	通法寺	23	62	940m	112,569	1,673	435	2,108	15基	13,417	316	844	1,160
G	北大伴1	28	59	65m	13,943	299	221	520	19基	16,435	387	1,037	1,424
H	山中田1	18	50	688m	82,862	1,238	331	1,569	12基	10,208	241	792	1,033
I	北大伴1、北大伴3、北大伴4	47	135	909m	117,104	1,862	680	2,542	27基	23,363	550	1,770	2,320
J	南大伴2、南大伴3	76	209	1,049m	141,136	2,326	964	3,290	56基	48,462	1,141	3,203	4,344
K	別井1、別井2、別井3、別井4	234	641	3,858m	504,431	8,119	3,092	11,211	162基	140,966	3,319	9,429	12,749
L	東板持1、山中田2	57	143	468m	68,365	1,198	601	1,799	43基	37,553	885	2,467	3,352
M	山中田1、川向、西板持9	47	114	173m	32,166	646	430	1,076	31基	26,572	626	1,675	2,300
N	西板持1、西板持2、西板持3	66	171	414m	65,338	1,203	681	1,884	35基	30,554	719	2,172	2,891
P	西板持1、西板持3、西板持4、西板持5	73	220	1,757m	221,821	3,464	1,162	4,626	50基	43,007	1,013	2,811	3,823
Q	新家2	16	50	187m	26,549	456	215	671	12基	10,208	241	644	885

S	錦織東 1	78	175	690m	96,913	1,651	1,766	3,417	50 基	43,007	1,013	2,761	3,774
T	錦織東 1、錦織東 2、錦織北 1、 錦織北 2、錦織北 3、錦織中野 1、錦織、甘山、甘山 2	199	447	2,599m	341,626	5,524	2,636	8,160	106 基	92,433	2,176	6,072	8,249
U	錦織北 1、新家 2	52	150	716m	97,070	1,609	681	2,290	32 基	28,116	662	1,774	2,436
V	伏山	118	321	1,537m	208,295	3,462	1,553	5,015	73 基	63,424	1,493	4,394	5,887
W	伏山	2	4	299m	34,163	484	81	565	2 基	1,473	34	94	128
X	須賀 1、須賀 2	19	56	279m	37,467	618	276	894	12 基	10,208	241	792	1,033
Z	伏山、須賀、須賀 2	424	1088	2,287m	377,827	7,182	4,597	11,779	255 基	221,526	5,216	14,410	19,626
AA	彼方、不動ヶ丘	387	986	1,250m	548,324	9,330	4,295	13,625	285 基	288,234	6,787	16,795	23,582
AB	錦織東 3	23	42	0m	4,720	141	162	303	6 基	5,455	129	344	473
AH	南大伴 4	18	54	195m	28,002	484	228	712	14 基	12,454	293	787	1,080
AI	東板持 3	47	121	166m	31,932	652	451	1,103	34 基	29,782	701	1,876	2,577
AL	錦織東 2、錦織東 3	78	100	0m	11,061	328	344	672	10 基	8,735	205	550	755
BA	楠風台	851	1,877	592m	705,381	13,064	7,976	21,040	389 基	338,356	7,967	21,378	29,345
BB	山手町	315	831	2,739m	399,672	6,995	3,487	10,482	231 基	201,372	4,741	13,581	18,322
BC	伏見堂、横山、嬉	755	1906	10,014m	1,336,289	21,874	15,869	37,743	450 基	384,526	9,054	28,428	37,482

備考：第 4 次総合計画では富田林市の今後の人口は 10 年間で最大 5% の減少を予想している。また市街化調整区域に限っては、一部の開発造成を除き、1 年で 2% を超える減少状態にある。一方、市街化調整区域の世帯数は 1 年で 1% 程度の増加となっているが、新たな住宅建設が制限されるため建物の増加はなく、家屋数は人口減少に追隨する形で減少すると予測される。本計画では、浄化槽設置対象家屋が 5 年後には現在より 1 割減するものとして設置数を算出している。

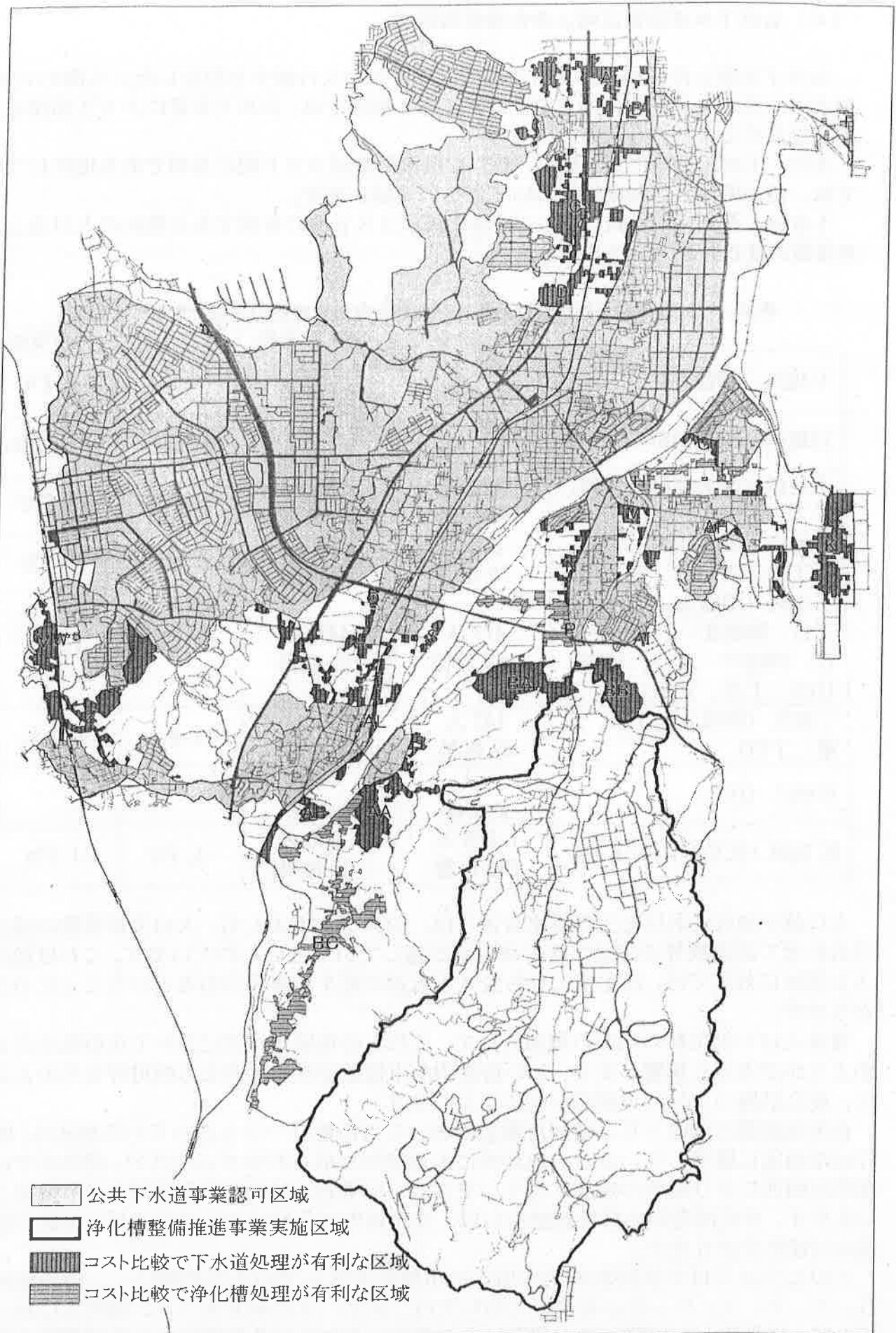


図 2 - 2 下水道と浄化槽の地区別コスト比較結果

(4) 公共下水道整備区域と浄化槽整備区域

公共下水道と浄化槽のコスト比較では年2%の人口減少を想定したにも関わらず、公共下水道がコスト的に明らかに有利である地区では、公共下水道による生活排水処理を推進することとします。

また、下水道と浄化槽が拮抗、若しくは浄化槽がコスト的に有利である地区については、将来的な人口動向等についてさらに検討します。

下水道と浄化槽が拮抗、若しくは浄化槽がコスト的に有利である地区の人口および世帯数の変化を表2-3に示します。

表2-3 コストが拮抗又は浄化槽が有利となった地区の人口・世帯数の増減

	平成17年度	平成19年度	人口増減	世帯増減
F地区(通法寺)	63人 26世帯	62人 23世帯	-0.8%	-5.8%
H地区(山中田町一丁目)	45人 15世帯	50人 18世帯	+5.6%	+10.0%
I地区(北大伴町一丁目、三丁目、四丁目)	126人 43世帯	135人 47世帯	+3.6%	+4.7%
P地区(西板持町一丁目、三丁目、四丁目、五丁目)	216人 70世帯	220人 73世帯	+0.9%	+2.1%
T地区(錦織東一丁目、2丁目、錦織北一丁目～三丁目、錦織中一丁目、錦織、甘山二丁目、甘山)	417人 164世帯	447人 199世帯	+3.6%	+10.7%
U地区(錦織北一丁目、新家二丁目)	142人 47世帯	150人 52世帯	+2.8%	+5.3%
W地区(伏山)	4人 2世帯	4人 2世帯	-	-
BC地区(伏見堂、横山、嬉)	1,965人 740世帯	1,906人 755世帯	-1.5%	+1.0%

人口減少地区における生活排水対策には、公共下水道よりも、人口や世帯数の減少に合わせて設置数等を調整できる浄化槽が適しているといわれています。これは逆に、人口増加に対しては、浄化槽よりも公共下水道が適する場合があるということにつながります。

将来人口や世帯数の増減の要因として、これらの地域が将来において市街化されるかどうかが大きく影響します、この長期的な市街地形成の動向を方向付けるものとして、総合計画の土地利用構想が基本になります。

市街化調整区域のうち土地利用構想において市街地ゾーンとされている地区は、既存の市街地に隣接しているなど地理的にも市街が形成されやすい地区で、現時点では都市計画法により開発が規制されていますが、長期的には市街化が検討できる地域といえます。また国道等の幹線道路沿いは、道路利用者を対象としたサービス施設の設置の可能性があります。

このように人口や世帯数等が増加する可能性を含んでいる市街地ゾーン内の地区H、I、P、T、U、Wの各地区においては、表2-3に示すように、現時点において人口、世帯数ともに概ね増加傾向にあります。これらの各地区においては現時点で

のコスト比較の上では拮抗、若しくは浄化槽が有利となっていますが、将来市街地形成が可能なことから、長期的には公共下水道によるコストが相対的に有利になるものと考えられます。

一方、総合計画の土地利用構想において、農業・緑地ゾーンとされている地区は、農地や自然を保全するため都市的な開発を抑制する地区とされています。更に沿道サービスも想定されない地区では、人口や世帯数は将来に亘り増加が見込めず、現状維持若しくは減少傾向となると予想されます。このような農業・緑地ゾーン内のF地区、BC地区は、表2-3に示すように、現時点においても市街地ゾーン内の各地区に比べて、人口や世帯数が減少、又は伸びが小さいなどの状況にあります。コスト比較の上で浄化槽が有利となっているF地区は勿論のこと、コストが拮抗しているBC地区においても、地理的に既成市街地から離れているという点や、長期的にも市街地形成の可能性が低いということから、浄化槽による生活排水対策の推進が適していると考えられます。

以上のことから、F地区及びBC地区を浄化槽整備事業による整備区域とし、その他の未整備地区は公共下水道による整備とします。

生活排水対策整備手法区分図を図2-4に示します。



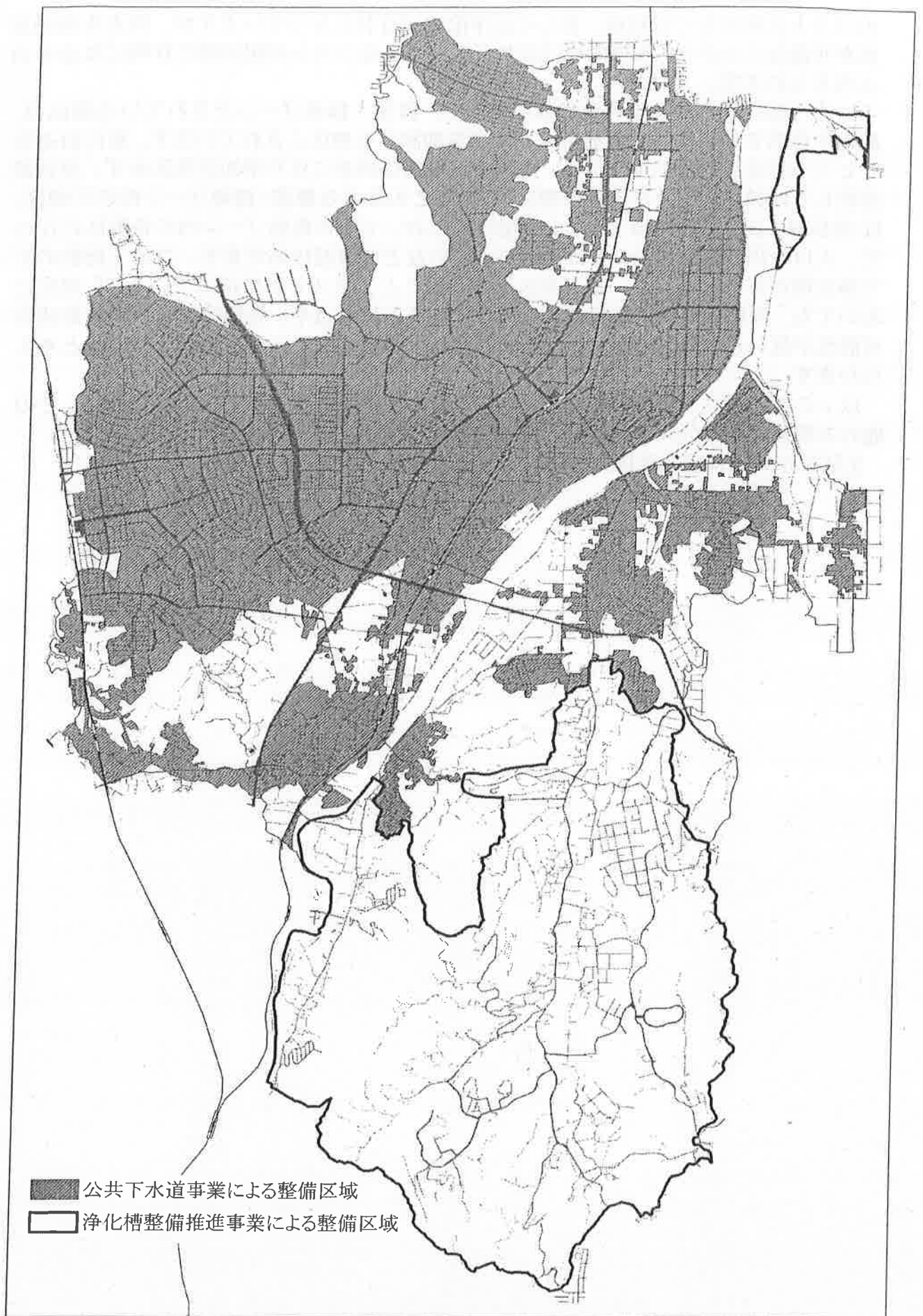


図 2 - 4 生活排水対策整備手法区分図

(5) 生活排水処理の年次目標と整備計画

生活排水処理の年次目標を次のとおりとします。

年 度	平成 23 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 29 年度
普 及 率	93%	97%	99%	100%

また今後、生活排水対策を実施する必要のある地区について、公共下水道事業と浄化槽整備推進事業のそれぞれの整備計画を表 2 - 5 に、公共下水道事業の整備年次計画を図 2 - 6 に示します。なお、この年次計画は、本基本計画改訂時点での見込みであり、社会情勢、予算状況等によって変動することもあります。

表 2 - 5 生活排水対策整備年次計画

地区	町丁目名	世帯数	整備予定年度	整備手法
A	平 1、平 2、喜志新家 1、喜志新家 2、喜志 5	284 世帯	H27～H29	下水道
B	喜志 3、喜志 4	31 世帯	H25～H26	下水道
C	喜志 3、喜志、梅の里 1、宮 1、宮 2、宮 3、旭ヶ丘、桜井 2、中野西 2、粟ヶ池	585 世帯	H23～H27	下水道
D	粟ヶ池、中野 1、中野 3、中野西 1、中野西 2	36 世帯	H25～H26	下水道
F	通法寺、西条町	23 世帯	H22～	浄化槽
G	北大伴 1	28 世帯	H24	下水道
H	山中田 1	18 世帯	H28～H29	下水道
I	北大伴 1、北大伴 3、北大伴 4	47 世帯	H27～H29	下水道
J	南大伴 2、南大伴 3	76 世帯	H27～H29	下水道
K	別井 1、別井 2、別井 3、別井 4	234 世帯	H26～H29	下水道
L	東板持 1、山中田 2	57 世帯	H25	下水道
M	山中田 1、川向、西板持 9	47 世帯	H25～H28	下水道
N	西板持 1、西板持 2、西板持 3	66 世帯	H24～H27	下水道
P	西板持 1、西板持 3、西板持 4、西板持 5	73 世帯	H25～H27	下水道
Q	新家 2	16 世帯	H24	下水道
S	錦織東 1	78 世帯	H24～H25	下水道
T	錦織東 1、錦織東 2、錦織北 1、錦織北 2、錦織北 3、錦織中 1、錦織、甘山、甘山 2	199 世帯	H24～H29	下水道
U	錦織北 1、新家 2	52 世帯	H24～H27	下水道
V	伏山	118 世帯	H24～H27	下水道
W	伏山	2 世帯	H28	下水道
X	須賀 1、須賀 2	19 世帯	H24	下水道
Z	伏山、須賀、須賀 2	424 世帯	H23～H25	下水道
AA	彼方、不動ヶ丘	387 世帯	H24～H26	下水道
AB	錦織東 3	23 世帯	H24、H29	下水道
AH	南大伴 4	18 世帯	H24	下水道
AI	東板持 3	47 世帯	H25	下水道
AL	錦織東 2、錦織東 3	78 世帯	H24	下水道
BA	楠風台	851 世帯	H23	下水道
BB	山手町	315 世帯	H23～H27	下水道
BC	伏見堂、横山、嬉	755 世帯	H24～	浄化槽

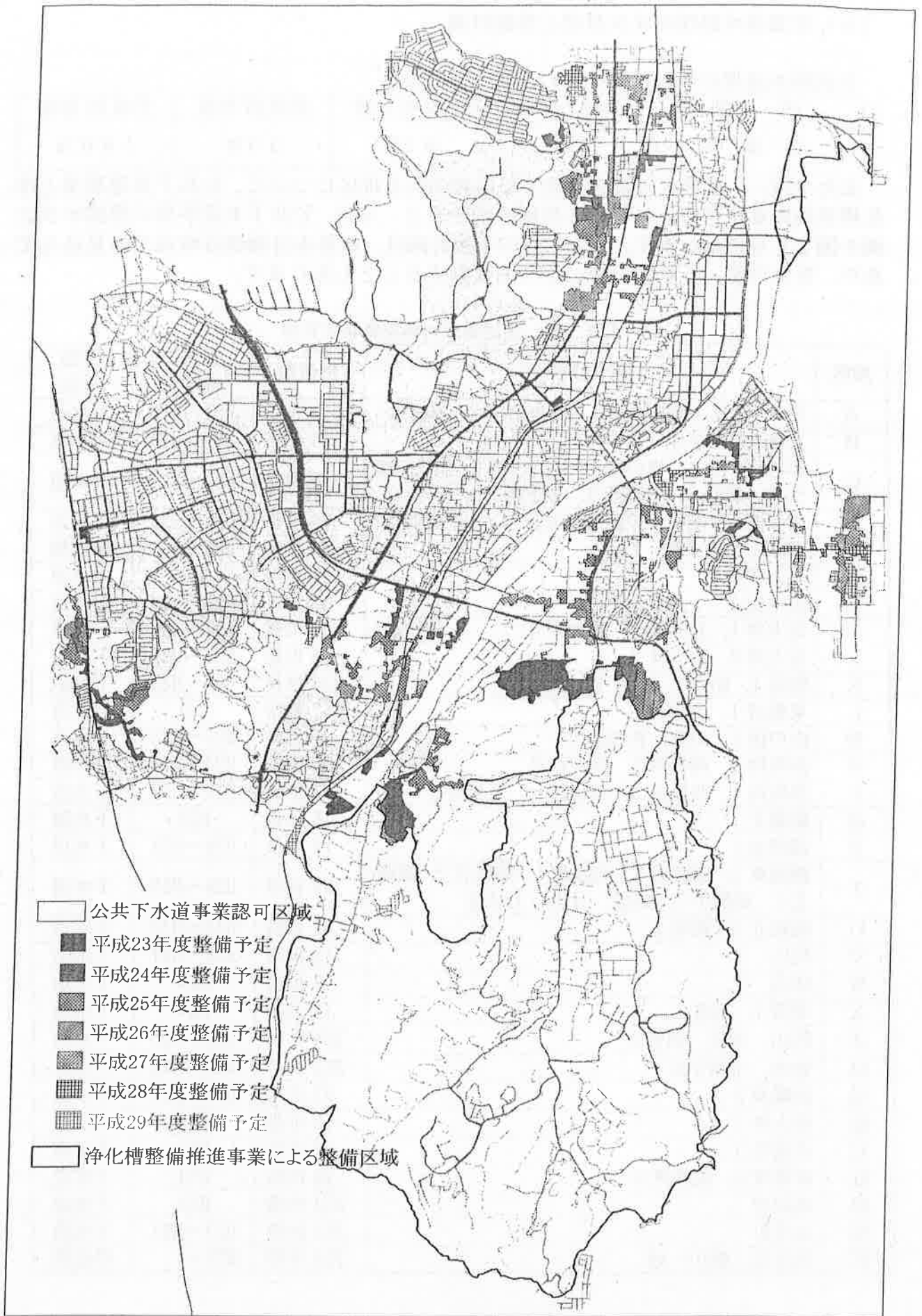


図 2 - 6 公共下水道整備年次計画図

3. 生活排水対策に係る啓発普及活動

(1) 啓発普及活動の推進

水路や河川など、公共水域の水質汚濁の約8割を生活排水が占めており、水質保全目標達成のためには、生活排水処理施設の整備による負荷量削減を行うことが第一です。

しかし、処理施設の整備には、多額の費用および多大な時間を必要とすることなど、ハード対策だけでは早急な水質改善には不十分であることから、河川への負荷をできるだけ短期間で軽減するため市民への啓発普及活動を併せて推進することが必要です。

特に、家庭における台所等の発生源対策は、比較的短時間にしかも費用をかけずに汚濁負荷量削減が可能であり、水質改善に大きな効果があることから、市民の生活排水に対する意識の啓発は重要な課題になっています。

(2) 啓発活動の基本方針

本計画の成否は、市民の理解と協力による家庭での発生源対策によるものが大きいことから、地域住民が生活排水に対する意識を持ってもらうよう啓発活動に力を入れることが重要です。

そのための基本方針は次のとおりです。

- ◆住民一人ひとりが、自分たちの生活をする周りの側溝や排水路、河川などの水および水環境に目を向け、生活排水が汚濁の主因となっていることを認識するような施策を展開します。
- ◆水や生き物とのふれあいが水を大切にし、環境に優しくする気持ちにつながっていくものと考え、水辺に親しめるような施策を展開します。
- ◆水の大切さや環境保全の必要性を理解するような環境学習の場を整えます。

(3) 啓発活動の方向

①地域レベル

本市では、6月の環境月間や7月の河川愛護月間にあわせて広報誌やウェブサイトにて啓発文を掲載し、水利組合連合会でも毎年4月に河川美化チラシを全戸配布するなど、さまざまな機会に啓発活動に努めています。また2月を生活排水対策推進月間として各家庭における生活排水対策の実践の呼びかけを行っています。

さらに本市を流れる石川およびその支流においては、毎年「石川大清掃」を行い、地域団体でも河川美化事業を実践するなど、各種の取り組みが実施されています。

②流域レベル

石川流域については、本市と同様に生活排水対策重点地域に指定されている2町1村（河南町、太子町、千早赤阪村）や上流市および下流市、大阪府と連絡調整を図りながら、組織的な流域レベルでの広域的な啓発活動の推進を図ります。

(4) 実施すべき内容

生活排水の汚れの半分以上は台所が原因であること、また、住民意識調査結果では、食器の後片付けや米のとぎ汁の処理については半数以上がそのまま洗ったり、流したりしていることから、台所での負荷量カットが河川の水質改善に大きく影響するものと考えられます。

そこで、本計画では、台所対策を重点的に行っていくこととします。

①家庭でできる発生源対策

住民意識調査によると、使用済みのてんぷら油をそのまま排水口に流す人はほとんどいませんが、食器の後始末については汚れをゴムへらや新聞紙等で取り除かずにそのまま洗ったり、米のとぎ汁や風呂の残り湯については再利用せずにそのまま流したりする人が多いことがわかっています。

このことから、家庭でできる発生源対策については、台所における食器の洗い方などで、発生源対策の効果が高いと思えるものについて重点的に行っていきます。

②水路等の清掃

地域ぐるみで水路や川を定期的に清掃するとともに、住民一人ひとりの心がけで川にゴミなどの不要物を捨てないように呼びかけます。

③住民連携（広報活動・啓発活動）

行政が行う生活排水対策の取り組みを広く市民に理解してもらうとともに、市民の水質保全のための意識啓発を図るため、市の広報誌やウェブサイトなどを通じて広報・啓発活動を行っていきます。

また、公共下水道が整備された区域においては、接続率向上のための広報活動や個別相談を行なっていきます。

④環境にかかる学習の推進

生活排水対策および水質保全に対する住民の意識啓発や主体的な取り組みなどの学習活動を、生涯学習の視点から促進します。

- ・ 生活排水対策の啓発講習会などの開催
- ・ パンフレットやステッカーなどの作成
- ・ 啓発用ビデオの作成と貸出し
- ・ 水質保全啓発展示パネル展の開催
- ・ 水生生物の観察会などの環境にかかる講座の開設
- ・ 小学校における環境教育実践に対する支援
- ・ 地域における環境学習活動に対する支援
- ・ 担当職員等による出前講座の開催

4. 施策の実施による効果

(1) 処理形態別人口の変化

公共下水道や市設置型浄化槽の整備により、みなし浄化槽人口や汲取り人口は減少しています。今後、基本計画に基づく生活排水処理施設（整備手法調整分を含む）の整備を進めることで、表2-7に示すように市域全域における生活排水処理施設整備率は、現況の80.1%が平成29年には100%へと約19.9ポイント増加します。これにより生活排水のすべてが市の管理する処理施設によって処理することが可能となります。

表2-7 生活排水処理施設整備人口と整備率（単位：人・%）

	平成19年度（現況）		平成29年度（目標）	
行政区域内人口	122,500		121,166	
下水道供用開始人口	97,179	79.3	116,901	96.5
市設置浄化槽処理人口	944	0.8	4,265	3.5
生活排水処理施設整備人口	98,123	80.1	121,166	100.0

※目標年度の平成29年度人口は、第4次総合計画人口推計中庸値とする。

※下水道供用開始人口とは公共下水道の供用開始が公示された区域内の人口をいう。

※現況の生活排水処理施設整備人口には、個人管理による浄化槽は含まない。

(2) 汚濁負荷量削減効果

本市全域では、生活排水の現況で789kg/日のBOD汚濁負荷量が、平成29年には122kg/日となり、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を今後全く実施しなかった場合と比較して667kg/日のBOD汚濁負荷量の削減が見込まれます。

表2-8 BOD汚濁負荷量（単位：kg/日）

発生源		平成19年度（現況）	平成29年度（目標）
生活排水	公共下水道	79	105
	浄化槽	43	17
	みなし浄化槽	219	0
	汲取り	448	0
生活排水汚濁負荷量		789	122

※汚濁負荷量は全て排出負荷量で、公共下水道は最終処分場の大井、狭山水みらいセンター（市外）における排出負荷量。

※それぞれの処理形態ごとの現に処理されている人口に各処理施設ごとの1人当たりの発生汚泥量を乗じて求めた。

(3) 水質改善効果

生活排水処理施設の整備と家庭でできる発生源対策を中心とした啓発普及活動を併せて実施することで、石川及び佐備川の水質は平成29年にはBOD値2mg/l以下（環境基準A類型相当）に改善され、水質保全目標は達成できると予測しています。

表 2-2-1 石川川上流部（佐備川合流点）の水質改善効果予測（BOD値）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	水質改善目標
平均値	10.5	6.5	2.5	2.0以下
最大値	25.0	15.0	5.0	2.0以下
最小値	5.0	3.0	1.5	1.5以下

図 2-2-1 石川川上流部（佐備川合流点）の水質改善効果予測（BOD値）

この予測は、生活排水処理施設の整備と家庭でできる発生源対策を中心とした啓発普及活動を併せて実施することで、石川及び佐備川の水質は平成29年にはBOD値2mg/l以下（環境基準A類型相当）に改善され、水質保全目標は達成できると予測しています。

表 2-2-2 石川川上流部（佐備川合流点）の水質改善効果予測（SS値）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	水質改善目標
平均値	30	20	10	10以下
最大値	50	30	15	10以下
最小値	10	5	2	2以下

5. その他の生活排水対策の推進

(1) 関係自治体等との連携

生活排水対策を推進し、快適な水環境を保全するためには、広域的な施策が必要と考えられることから、本市と同時に生活排水対策重点地域に指定された太子町、河南町、千早赤阪村および上流市、下流市との連携を図っていきます。

(2) 関係計画との連携

「ROSE PLAN」(21世紀の大阪府下水道整備基本計画)や「大和川清流ルネッサンスⅡ」(第Ⅱ期水環境改善緊急行動計画)などの流域関連公共下水道整備事業や大和川にかかる水質保全事業などにおいて、計画に大幅な変更(処理区域、進捗状況等)があった場合には、上記(1)に示す関係機関で構成する推進協議会において協議していきます。

第3章 富田林市の概況

1. 自然環境

(1) 位置および沿革

大阪府の東南部に位置する富田林市は、自然と歴史に恵まれたまちです。市の北東平坦部は、南北に流れる石川をはさんで平野が広がり、古くからまちが開けたところであり、特に富田林寺内町には歴史的に貴重な町並みが残されています。

一方、市の南部は、雄大な金剛・葛城連峰を背景にみどり豊かな丘陵と美しい園風景が広がり、自然景観にあふれています。また、西部丘陵地域は、計画的に開発の進んだ環境水準の高いニュータウンとなっています。

昭和25年(1950年)4月に人口約3万人余で、大阪府下では16番目の市として誕生した本市は、都市化の進展とともに成長を続け、平成7年には人口が12万人を超えましたが、平成15年の12万6千人をピークとして僅かながらではありますが人口減少に転じています。

本市の位置を、図3-1に示します。

(2) 地勢

金剛・和泉両山系に源を発する石川は、北流して大和川と合流し、大阪湾にそそいでいます。この石川が作った河岸段丘上に本市の旧市街が形成されています。

したがって本市は、①金剛山系の尖端をなす東部山地、②羽曳野丘陵を含む西部丘陵地帯、③これらの間を流れる石川によって形成された中央低地の3地区に分けることができます。

(3) 気象

瀬戸内式気候で大阪府の山麓地帯の東南部金剛山麓地帯に属しています。年平均気温は、15℃前後であり、年間降水量の平均は、1,100mm前後です。

(4) 河川

本市を流れる石川は、大和川水系に含まれる一級河川です。石川は金剛山地、和泉山地に源を発し、市内の中心を南北に流れ、佐備川、千早川、梅川など支川と合流し大和川にそそいでいます。また、東除川は狭山池に源を発し、羽曳野丘陵の西側を北に流れています。

本市の大部分は石川流域に含まれていて、市西部の羽曳野丘陵が東除川および西除川の流域になっています。

本市内を流れる一級河川の概要を表3-2に、また主要な河川と流域の区分を図3-3に示します。



図3-1 富田林市の位置

表3-2 河川の概要

水系名	河川名	流路延長	区間
大和川	石川	9.8km	府道出会橋から下流
	梅川	0.4km	府道島川橋から下流
	千早川	2.1km	八千代橋から下流
	佐備川	6.3km	府道甘城橋から下流
	宇奈田川	0.2km	第一井堰から下流
	東除川	0.5km	狭山池から下流

注) 流路延長については、市域内延長を示す

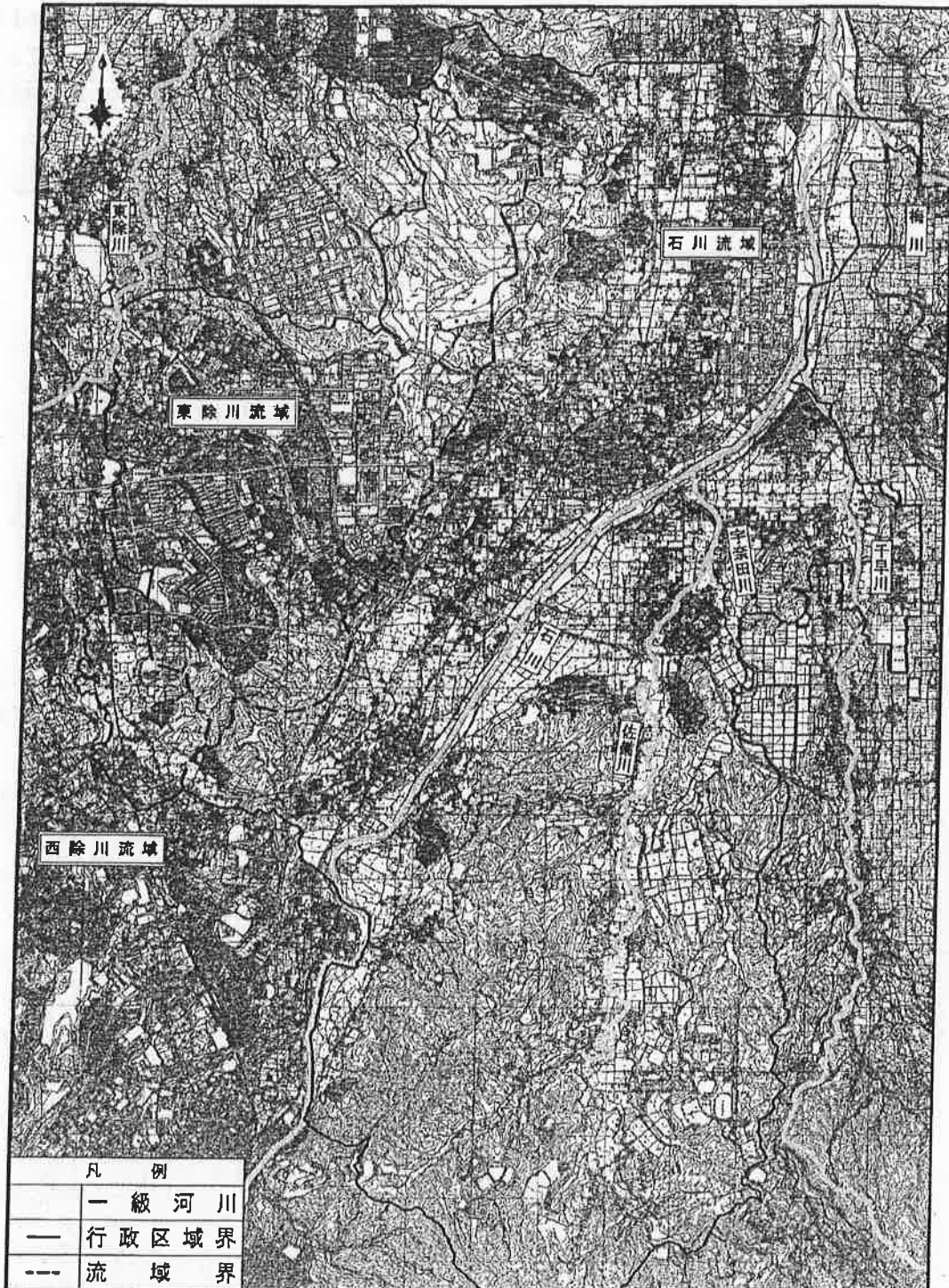


図3-3 主要河川および流域区分

2. 社会環境

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成2年（各年10月1日時点）の110,447人に対し、平成11年の125,909人まで、増加率の鈍化が進みつつも、人口増加を持続してきました。平成11年から平成15年までは126,400人をピークとして横ばい状態となり、平成16年度からは人口減少に転じています。

世帯数については、近年の人口減少にも関わらず増加していますが、人口の横ばい、減少化以降は世帯数の伸びは鈍化してきています。

1世帯あたりの住民数は、平成2年の3.26人から人口ピークの平成14年には2.70人に、さらに平成20年には2.45人と減少の一途をたどっています。高齢者等の独居世帯の増加が大きく影響しているものと考えられます。今後更なる人口減少が続く場合には、世帯数についても減少に転ずることが予測されます。

人口および世帯数の推移を表3-4と図3-5に示します。

表3-4 人口・世帯数の推移

年	世帯数	総数	男性	女性	世帯人数
H10	44,049	125,022	60,578	64,444	2.84
H11	44,963	125,909	60,958	64,951	2.80
H12	45,613	126,084	60,993	65,091	2.76
H13	46,238	126,311	60,993	65,236	2.73
H14	46,855	126,400	61,012	65,388	2.70
H15	47,360	126,337	60,917	65,420	2.67
H16	47,738	125,674	60,469	65,205	2.63
H17	47,950	124,902	60,030	64,872	2.60
H18	48,618	123,971	59,514	64,457	2.55
H19	49,080	123,391	59,125	64,266	2.51
H20	49,847	122,239	58,480	63,759	2.45

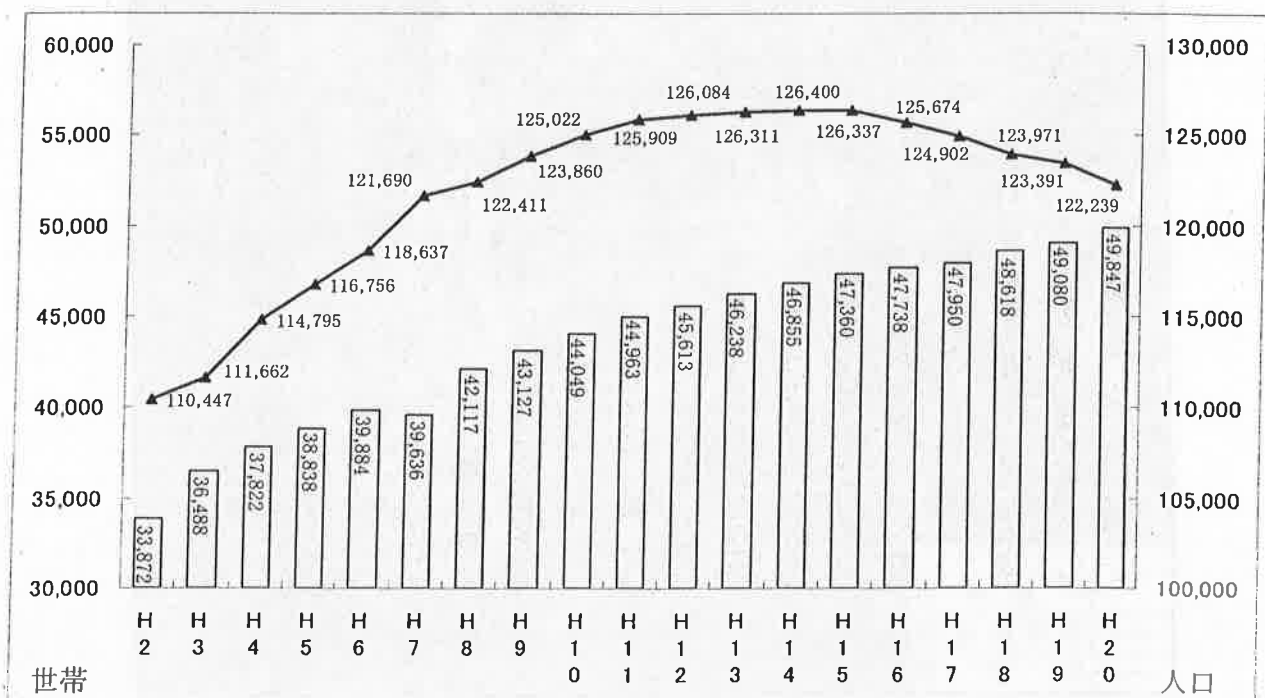


図3-5 人口・世帯数の推移

(2) 市街化区域・用途地域の状況

本市は市域39.66km²のすべてが都市計画区域で、そのうち15.79km²が市街化区域です。そのうち約9割の14.52km²を住居系の用途が占めています。特に住居専用地域は西部の開発団地に集中しています。商業系の用途は富田林駅を中心に、また、工業系の用途は主に石川に沿った中小企業団地に指定されています。

本市の用途地域指定状況を表3-6および図3-7に示します。

表3-6 都市計画用途地域指定状況

規制区分		市街化 区域	市街化 調整区域	合計面積 (km ²)	構成比 (%)	
都市計画区域	用途地域	第一種低層住居専用地域	3.900	0.180	4.080	10.3
		第一種中高層住居専用地域	1.811	0.090	1.901	4.8
		第二種中高層住居専用地域	3.244	0.000	3.244	8.2
		第一種住居地域	4.985	0.000	4.985	12.6
		第二種住居地域	0.300	0.000	0.300	0.7
		準住居地域	0.280	0.000	0.280	0.7
		近隣商業地域	0.423	0.000	0.423	1.1
		商業地域	0.040	0.000	0.040	0.1
		準工業地域	0.540	0.000	0.540	1.3
		工業専用地域	0.270	0.000	0.270	0.7
		計	15.793	0.270	16.063	40.5
無指定		0.000	23.60	23.60	59.5	
計		15.79	23.87	39.66	100.0	

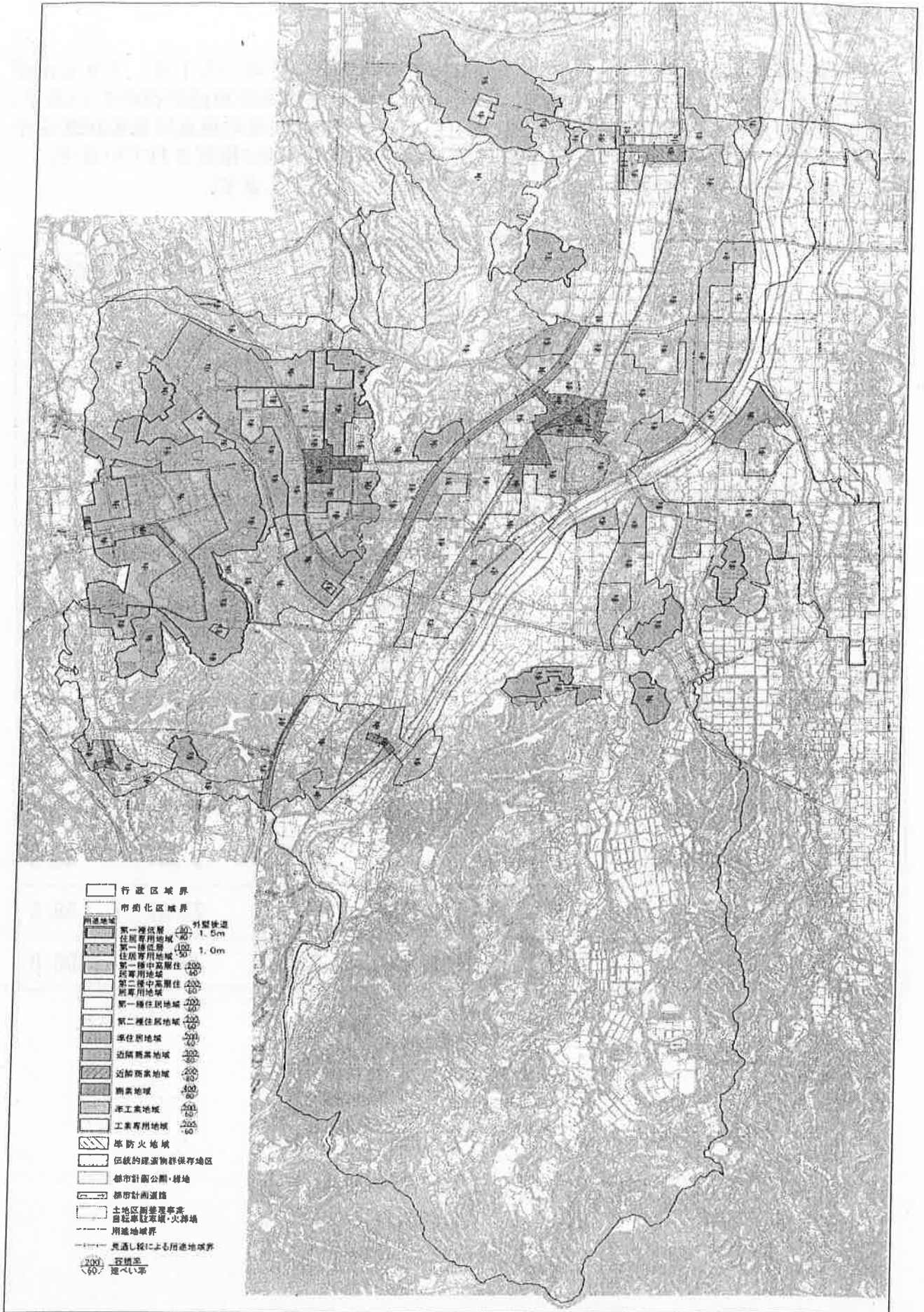


图 3 - 7 都市計画図地域地区図

3. 生活排水対策関連事項

(1) 水質汚濁の状況

①環境基準の設定状況

本市に係る河川では、従来から石川および千早川が環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定を受けていましたが、平成15年5月、新たに梅川、佐備川が類型指定を受けました。また同時に千早川の類型がB類型からA類型に変更されました。

石川は昭和45年に国による類型指定を受けて以来、平成13年までは、環境基準を達成することはありませんでしたが、平成14年に環境基準を達成しました。千早川については、平成15年の改定によりB類型からA類型になりましたが、環境基準を達成している状況にあります。

佐備川については、C類型による環境基準は全域で達成しています。浄化槽整備推進事業を実施している東条地区においては、概ねB類型に相当する基準も達成しています。

市およびその周辺の公共用水域における環境基準の指定状況を表3-8に示します。

表3-8 環境基準の指定状況

河川名	範囲	類型	達成期間	測定地点	指定日 (最終改訂日)
石川	全域	B	イ	高橋	S45. 9. 1 (H21. 6. 30)
千早川	全域	A	イ	石川合流直前	S50. 10. 8 (H15. 5. 16)
梅川	全域	A	イ	石川合流直前	H15. 5. 16 (H21. 6. 30)
佐備川	全域	C	イ	大伴橋	H15. 5. 16 (H21. 6. 30)

類型 A : BOD 2mg/ℓ以下
B : BOD 3mg/ℓ以下
C : BOD 5mg/ℓ以下

達成期間 イ : 直ちに達成
ロ : 5年以内に可及的速やかに達成
ハ : 5年を超える期間で可及的速やかに達成

②水質測定

河川水質の状態を把握するために各河川に水質測定地点（環境基準点）を設けています。市内では、石川で1ヶ所（高橋）、千早川で1ヶ所（石川合流直前）、佐備川で1ヶ所（大伴橋）の3ヶ所に環境基準点が設けられていて、大阪府により1回/月の水質測定が実施されています。なお、梅川の環境基準点は羽曳野市の石川合流直前に設けられています。

大阪府による水質測定の他、本市では、公共用水域における水質汚濁の現況を把握するため、府とは異なる地点で独自に水質測定を1回/月で実施しています。

これらの水質測定地点を図3-9に、大阪府による測定結果(75%値)の推移と、本市による測定結果(平均値)の推移を、図3-10および図3-11に示します。

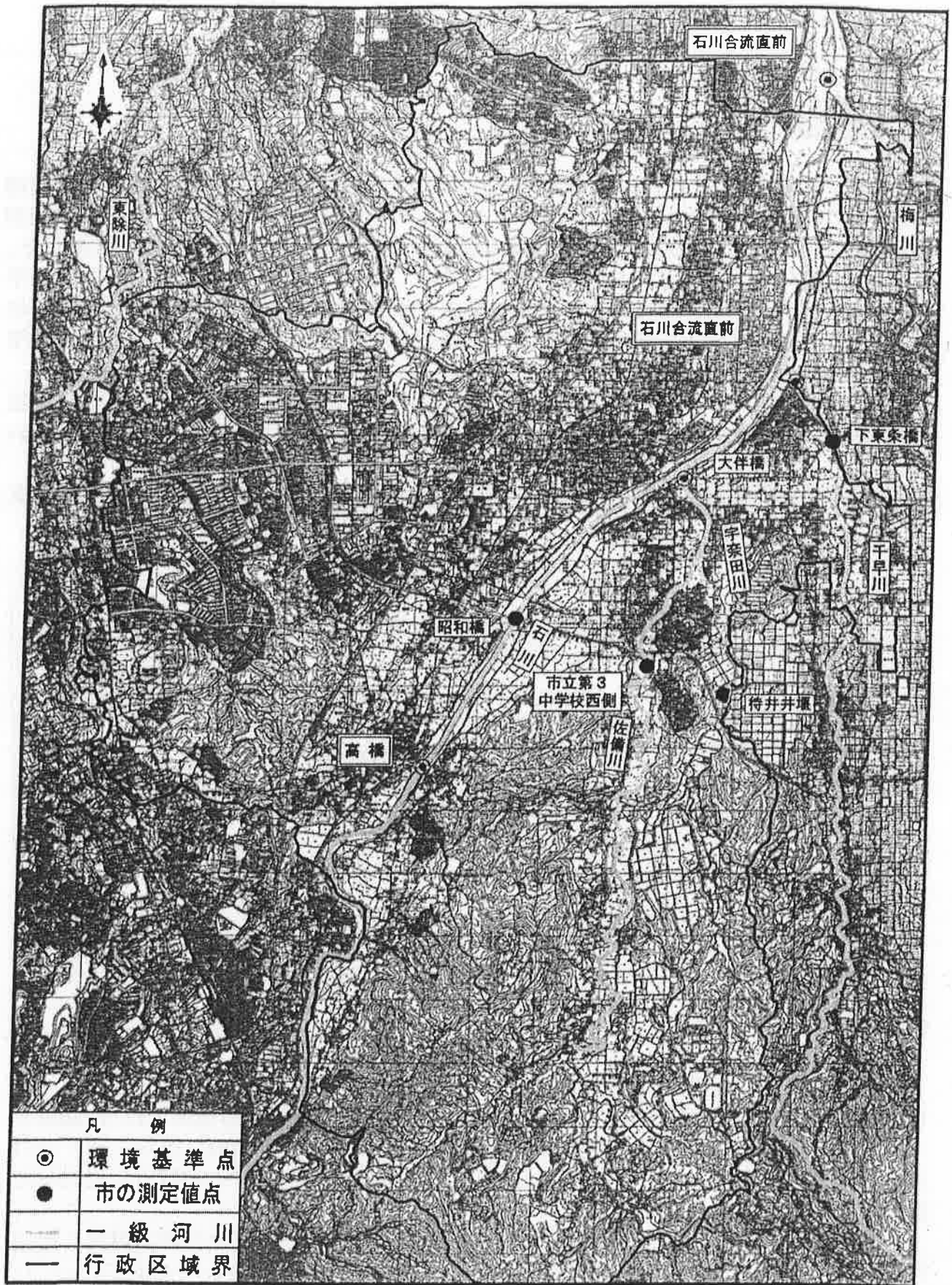
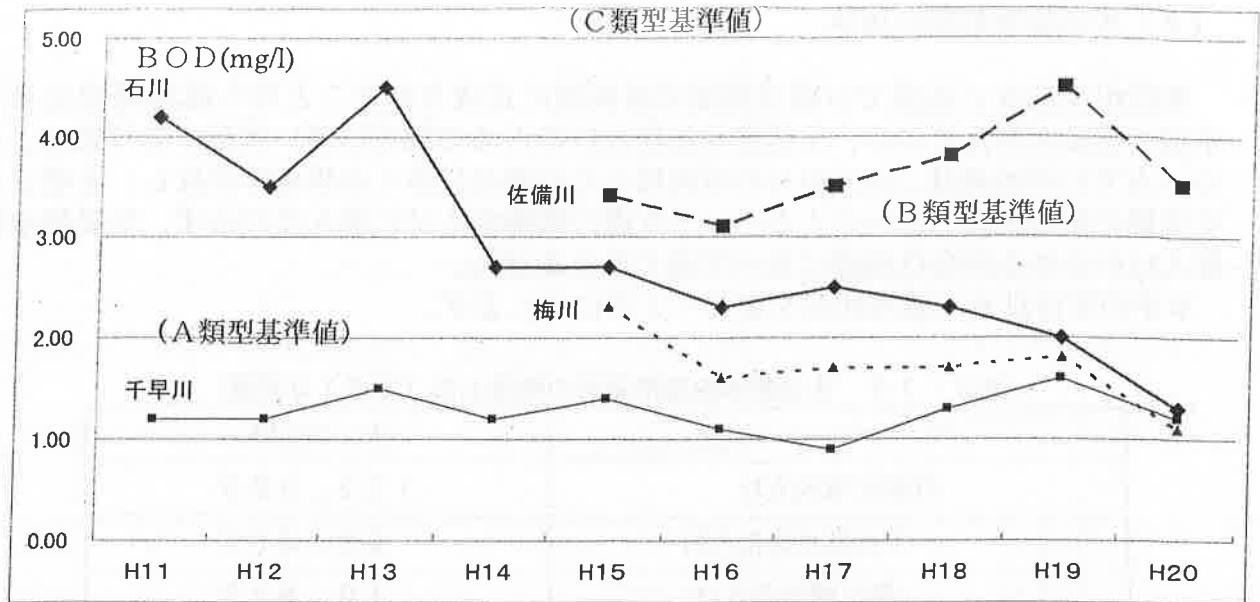
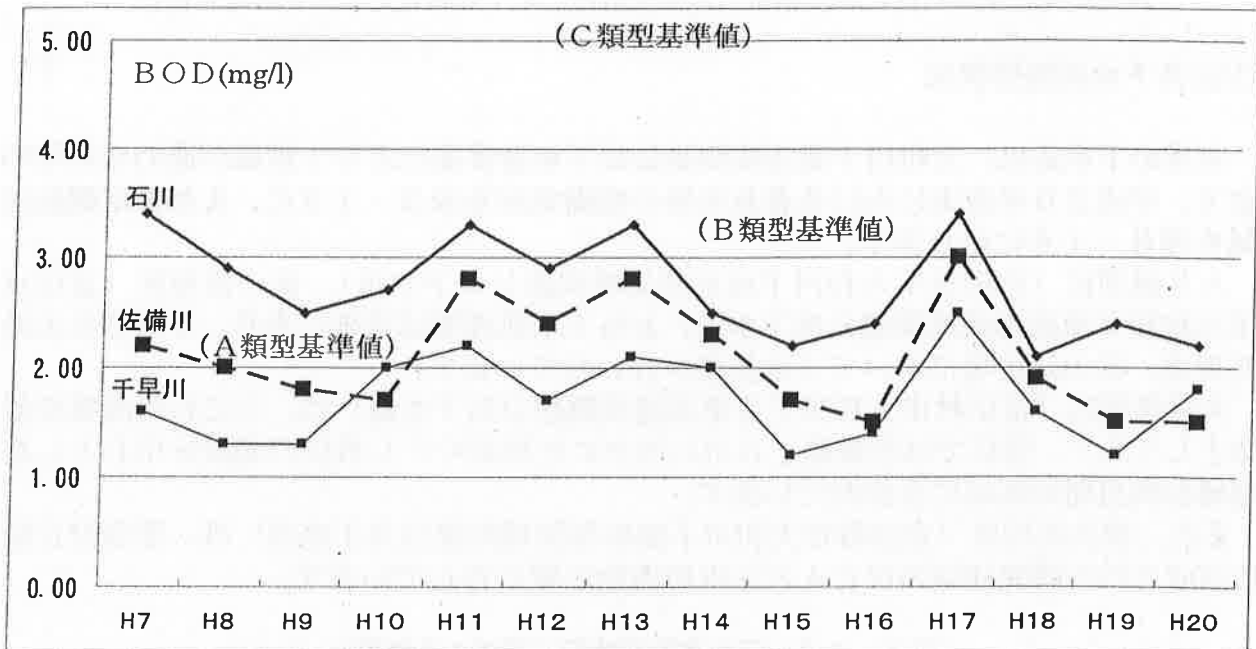


図 3 - 9 水質測定地点図



水質測定地点 石川：高橋(市内上流)
 千早川：石川合流直前(最下流)
 梅川：石川合流直前(最下流)
 佐備川：石川合流直前・大伴橋(最下流)

図3-10 大阪府の水質測定地点におけるBOD (75%値) の経年変化



水質測定地点 石川：川西グランド横西側(市内中流)
 千早川：下東条橋(やや中流)
 佐備川：第三中学校西側(中流)

図3-11 富田林市の水質測定地点におけるBOD (平均値) の経年変化

◆75%値：年間測定値を評価する方法として一般には年間平均値が用いられるが、BOD等の水質を評価する場合には、測定値が水量による影響を受けるのを避けるため、河川の低水流量（1年365日の内、その75%に当たる275日はこれより低下しない流量）における水質が代表値として利用される。これが「75%値」である。75%値は全データを値の小さいものから並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）のデータ値を取ったものです。 $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値とする。

(2) 生活排水処理の現状

東除川流域など西部では開発団地が計画的に造成されたことから流域関連公共下水道の整備が進んでおり、生活排水処理人口の占める割合は高い状況にあります。その一方で石川流域は、古くからの市街地とその周辺に多くの集落が存在し、全般として宅地の密度が高くないことから、下水道の整備が十分に進んでおらず、生活排水処理人口の占める割合は西部に比べて高くありません。

本市の生活排水の処理状況を表3-12に示します。

表3-12 生活排水処理形態別の処理人口（平成19年度）

		人 口(人)
行政区域内人口		122,500
	下水道水洗化人口	88,254
	浄化槽処理人口	10,837
	生活排水処理人口	99,091
	みなし浄化槽処理人口	6,812
汲 取 り 人 口		16,597

※下水道水洗化人口は、現に下水道で処理されている人口

※浄化槽処理人口は、個人設置による浄化槽により処理されている人口を含む

①公共下水道整備状況

本市の下水道は、大和川下流流域関連公共下水道事業によって整備が進められています。平成20年度末における普及率等の整備状況を表3-13に、また供用開始区域を図3-14に示します。

大井処理区（富田林市大和川下流東部流域関連公共下水道）、狭山処理区（富田林市大和川下流南部流域関連公共下水道）とも下水処理場は市外にあり、それぞれ大井処理場、狭山処理場において下水処理が行われています。

大井処理区（富田林市大和川下流東部流域関連公共下水道）は、主に石川流域を対象としていて、現状では近鉄線と石川に挟まれた地域やPL教団の施設を中心とした地域が供用開始区域に含まれています。

また、狭山処理区（富田林市大和川下流南部流域関連公共下水道）は、羽曳野丘陵に造成された開発団地のほとんどを供用開始区域に含んでいます。

表3-13 下水道整備状況（平成19年度）

		大井処理区 (大和川下流東部)	狭山処理区 (大和川下流南部)
行 政 人 口	a	68,533人	53,967人
下水道供用開始人口	b	47,088	50,091人
下水道水洗化人口	c	39,089人	49,165人
下水道水洗化率	c/b	83.0%	98.2%
普 及 率	b/a	68.7%	92.8%

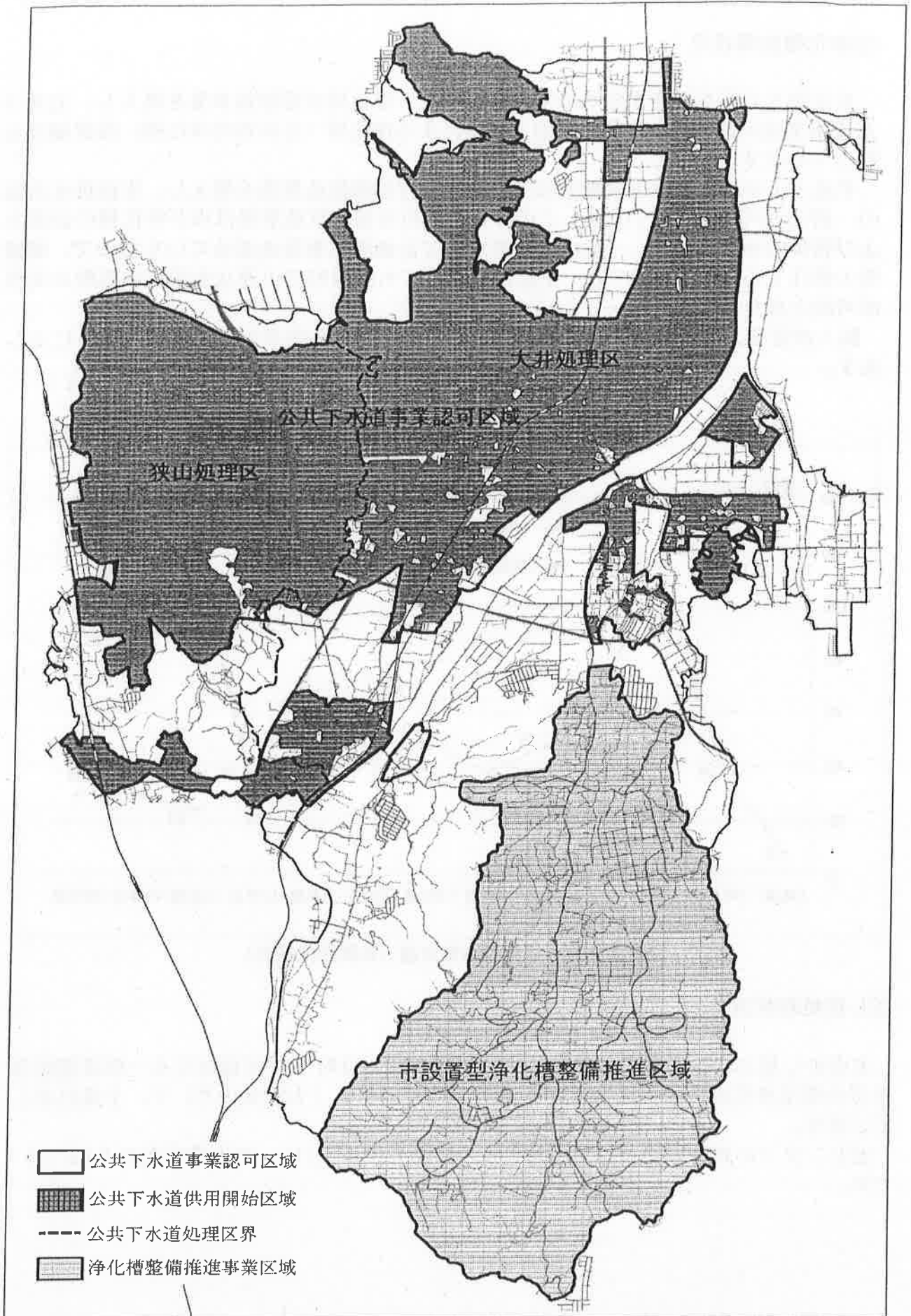


图 3 - 1 4 公共下水道事業・浄化槽整備推進事業実施区域

②浄化槽整備状況

生活排水対策を促進するため平成8年度より浄化槽設置整備事業を導入し、公共下水道事業認可区域外を対象に、個人設置による浄化槽（合併処理浄化槽）設置補助を行っています。

平成17年度からは市設置型の浄化槽市町村整備推進事業を導入し、生活排水対策の一層の充実を図っています。この浄化槽市町村整備推進事業は市が浄化槽の設置および管理を担うもので、一定の区域を定めて計画的に事業を進めていくもので、家屋等の散在する地区においては、下水道に比べても効果的で迅速な生活排水処理の実現が可能となります。

個人設置型、市設置型それぞれの事業による浄化槽の設置実績を図3-15に示します。

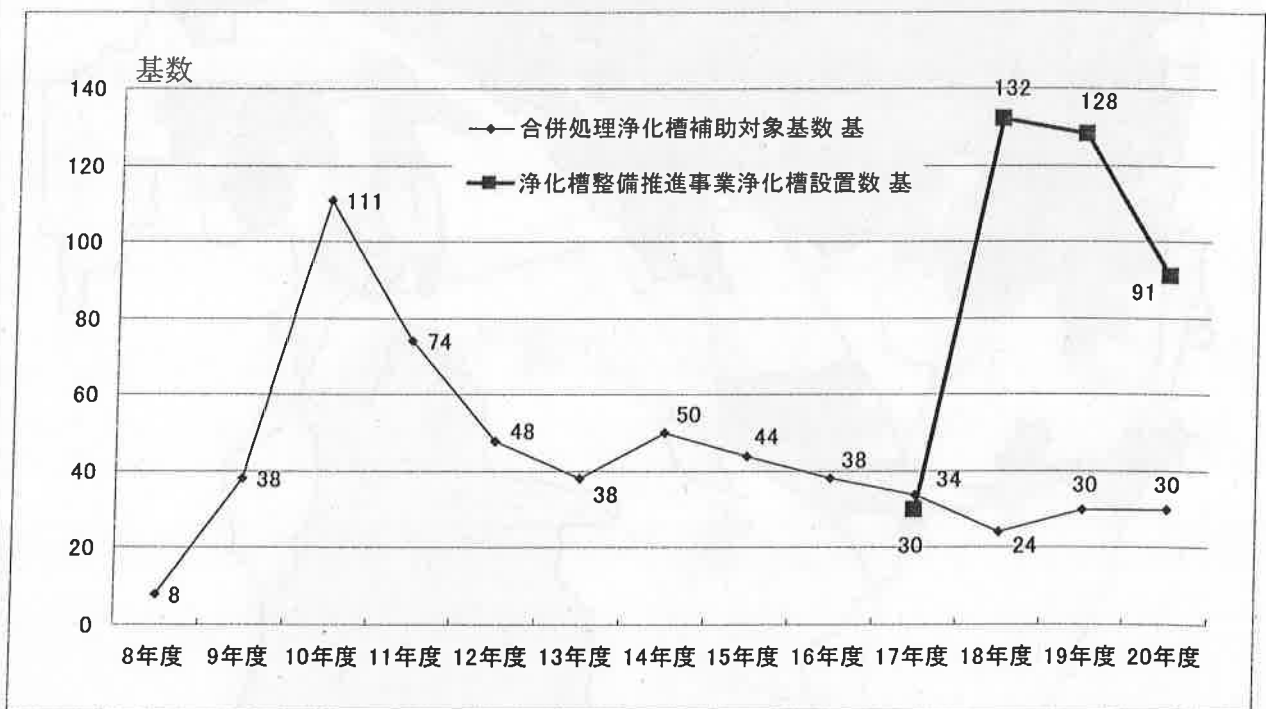


図3-15 浄化槽事業実績（年間設置基数）

③し尿処理状況

本市のし尿および浄化槽汚泥は、本市周辺の3市2町1村で構成する一部事務組合南河内環境事業組合が管理運営する汚泥処理センター（大阪狭山市）で、全量処理しています。

当センターの処理能力は200kℓ/日（し尿104kℓ/日、浄化槽汚泥96kℓ/日）です。

(3) 現況の汚濁負荷量

水路や河川など、公共水域の水質汚濁の約8割を生活排水が占めています。
本市で発生する現況の生活排水BOD汚濁負荷量は、表3-16に示すとおりです。

表3-16 現況のBOD汚濁負荷量(平成19年度)

発 生 源		市 全 域
生 活 排 水	公共下水道	79kg/日
	浄化槽	43kg/日
	みなし浄化槽	219kg/日
	汲取り	448kg/日
生活排水汚濁負荷量		789kg/日

※汚濁負荷量は全て排出負荷量で、公共下水道は最終処分場の大井、狭山水みらいセンター(市外)における排出負荷量。

4. 環境にやさしい循環型のまちをめざして

地球の平均気温が急激に上昇し、世界の多くの国や地域において、自然や環境が壊れてきています。地球市民の一員として世界の自然や環境を守るため、また先人が残してくれた富田林の山並みや石川の清き流れをこれ以上汚さないようにするため、子どもたちの将来にも受け継がれる、環境にやさしい循環できるまちづくりを進めることが重要な課題となっています。

生活排水対策においても、施設整備の推進だけでなく、市民一人ひとりが、自己を取り巻く環境に対する理解と認識を深め、環境に配慮した適切な行動をとれるよう、市民啓発などのソフト事業の推進を図っていきます。

(1) 刊行物等による広報活動

各年度における本市の環境状況等を取りまとめた「とんだばやししの環境」を刊行するとともに、広報誌では、大気汚染、生活排水および自動車騒音対策、地球温暖化防止など、暮らしと密接な関わりを持つ環境問題についての記事を掲載し、市民に理解と協力を呼びかけます。またウェブサイトを通じた情報提供にも取り組みます。

(2) 環境保全に関する行事

1972年（昭和47年）6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して、国際連合は6月5日を「世界環境デー」と定めています。わが国においては環境基本法においてこの日を「環境の日」と定め、さらに環境省の主唱により6月を「環境月間」として環境保全をテーマとした各種行事を実施しています。

本市においても、市民・事業者を対象とした、環境に関する意識の向上を図るためのリサイクルフェア、環境フェア、自然学習会、石川大清掃など環境啓発事業を実施します。

富田林市における浄化槽市町村整備推進事業の取り組み

大阪府富田林市上下水道部下水道管理課
平成 24 年 4 月

1 富田林市の地勢と歴史

富田林市は、大阪府の東南部に位置し、大阪都心部から約 20 km の距離にあります。市役所の位置は東経 135 度 36 分、北緯 34 度 30 分で、市域は東西 6.4 km、南北 10.1 km に広がり、面積は 39.66 km²です。市内の中央部を南から北へ流れる石川によって形成された中央平野、西部の丘陵と、奈良県との境界を成す金剛山系に連なる南部の山地で構成されています。

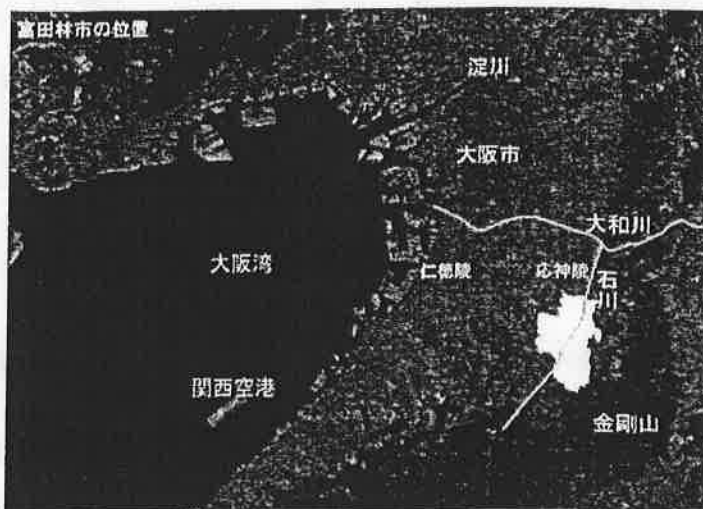


図-1 富田林市の位置

富田林市は弥生時代から石川流域に集落が発達し、川を見下ろす丘陵には多くの古墳が築かれました。その中には、古墳と寺院の関係を示す史跡お亀石古墳・新堂廃寺遺跡など貴重な歴史遺産があります。16 世紀には「富田の芝」と呼ばれていた荒地に寺内町が造営され、江戸時代には商品流通の中核地として発展しました。

明治時代以降は郡役場、税務署、旧制中学校、高等女学校などが設置され、大阪東南部「南河内」の中核を担ってきました。昭和 25 年の市制施行以後は、西部の丘陵に大規模な住宅団地が相次いで造成され、住宅都市として成長してきました。

2 下水道事業の状況

富田林市の人口は平成 15 年以降の 8 年間で 6,753 人、比率にして 5.3% の減少となっています。平成 22 年度末人口は 119,584 人で、そのうち市街化区域内人口は 103,959 人です。市街化区域面積は 15.9 km²で、市域全体の 40% の区域に人口の 87% が居

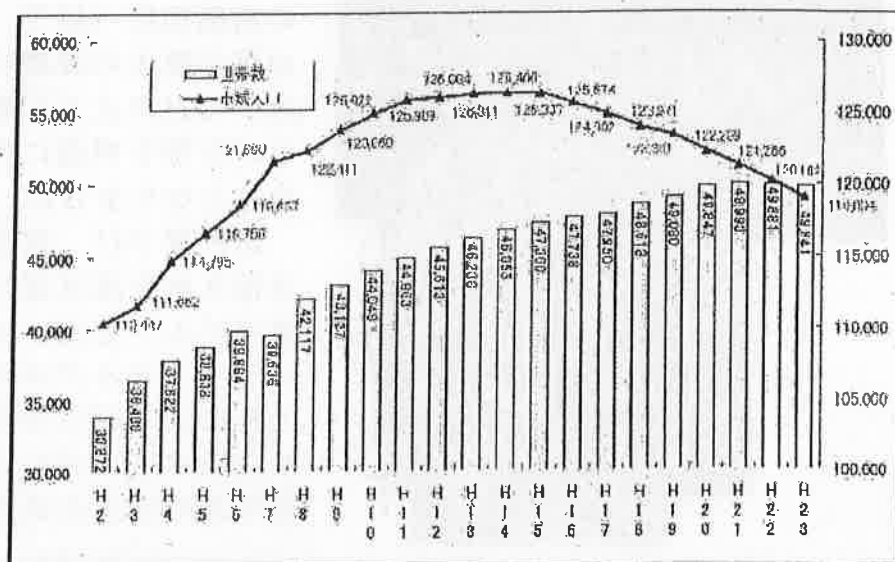
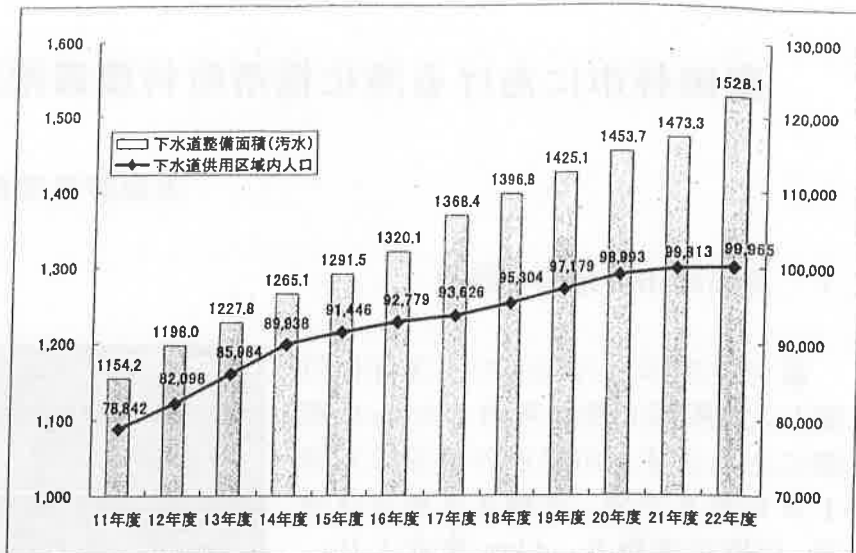


図-2 富田林市の人口と世帯数（毎年 9 月末）

住していることになりま
す。

公共下水道は市街化区
域内の概成を目指して、
毎年一定の面整備（図一
3 棒グラフ）を実施し
ていますが、近年は人口
密度が比較的小さい区域
内周辺部での整備のため、
処理人口（図一3 折れ
線グラフ）の伸びが鈍化
しています。

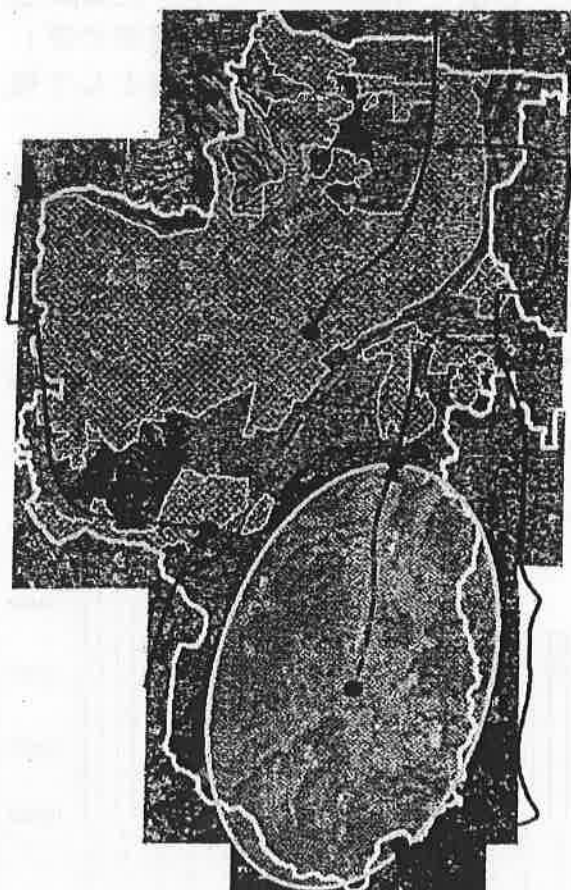


図一3 下水道整備面積と供用区域内人口

3 事業認可の解除

大阪府では府域の生活排水処理適正化を100%達成（目標平成22年度）する
という目標を掲げた「生活排水処理実施計画」を平成15年3月に策定され、これ
を受けて本市も翌平成16年3月に「新生活排水対策基本計画」（以下「新計画」と
いう）を策定し、大阪府の目標を追従することとなりました。

本市がこの生活排水計画の見直しに着手した平成15年度当時、既存市街地のあ
る市中央部や、高度成長期に住宅団地として整備された西部丘陵部（図一4 網掛



図一4 市域図と下水道整備状況

部分）は既に公共下水道整備が進んでいま
ましたが、山地に囲まれた市南部（図一4 楕
円で表示した範囲）では、流域下水道計画
（図一4 矢印破線）は決まっていたもの
の、公共下水道の実施にはまだ相当の期間
を必要とする状況でした。そのような中、
本市が平成22年度での生活排水処理適正
化100%という目標を達成するには、こ
の南部地区（以下「東条地区」という）の
対策が最大の課題であり、この東条地区に
対してどのように事業展開を行なうのか、
その方策を明確にすることが、この新計画
の柱となりました。

新計画では、家屋間限界距離等に基づき
分割された地区毎に「大阪府域版コスト計
算モデル」を用いて、集合処理と個別処理
のライフサイクルコストを求めています。
これにより明らかに個別処理が有利となっ
た東条地区において、浄化槽市町村整備推
進事業の導入を決定しました。しかし、当
時の東条地区は前述のとおり既に流域下水

道事業の認可区域であったため、環境省所管の浄化槽市町村整備推進事業を導入するためには、東条地区の流域下水道事業計画の認可変更（区域解除）を行い、「下水道法の許可を受けた事業計画に定められた予定処理区域」外にすることが絶対条件となりました。

このような中、東条地区の流域下水道整備がまだ実施されていなかったことや、東条地区が流域幹線の最上流部にあたるため、隣接する他の自治体や地域に影響を及ぼすことがなかったという事が幸いし、また大阪府下水道部局が、東条地区における浄化槽事業推進という本市の方針をよく理解してくださったこともあり、特段の解決困難な課題もなく平成年10月には、東条地区を事業区域から解除する内容を含めた流域下水道事業計画の変更申請が認可され、これにより東条地区の流域下水道事業認可は解除され、浄化槽市町村整備推進事業の導入条件が整いました。

4 市設置型合併処理浄化槽の導入

本市では新計画の策定に続き、平成16年5月に「浄化槽市町村整備推進事業基本方針」を決定し、東条地区において浄化槽市町村整備推進事業を実施することを明確に示しました。この後、前述の下水道法の変更認可を経て、翌年6月に「浄化槽整備推進事業に関する条例」を制定するとともに、7月にはPFI法に基づく手続きを開始し、8月に事業者募集、4回の審査委員会を経て10月には審査講評を行い、12月議会での議決を経てPFI事業の契約が成立しました。事業導入の経緯を表-1に示します。

表-1 PFI事業導入の経緯

平成16年3月	新生活排水対策基本計画策定
5月	浄化槽市町村整備推進事業基本方針決定
10月	流域下水道事業計画変更認可
平成17年2月	浄化槽民間資金等活用事業調査報告
6月	浄化槽整備推進事業に関する条例制定
7月	浄化槽整備推進事業区域公示 PFI事業実施方針の公表・説明会
8月	特定事業の選定 事業者募集要項の公表・説明会
9月	PFI事業提案書の受付
10月	審査講評・事業予定者の公表
11月	SPC設立・PFI事業仮契約
12月	PFI事業契約を議決
平成18年1月	浄化槽設置及び保守管理開始

本市の浄化槽事業の特徴はこのPFI手法を採用したことです。PFI事業の対象となるのは浄化槽の設置と保守管理で、表-2に示すとおり設置は6年、保守管理は10年を事業期間としています。事業者の選定方法として当初はプロポーザル方式により優秀事業者を選定し、選ばれた事業者とその後仕様等の条件調整の上契約することを想定していましたが、この方法では手続き上、事業者と市との間に任意の交渉が介在する恐れがあるとの事で、価格と提案を同時に審査し決定する公募型総合評価一般競争入札を採用することにしました。この公募に対して4つの会社・グループが参加され、外部委員のみで構成する審査委員会において落札事業者を決定しました。

5 PFIの効果

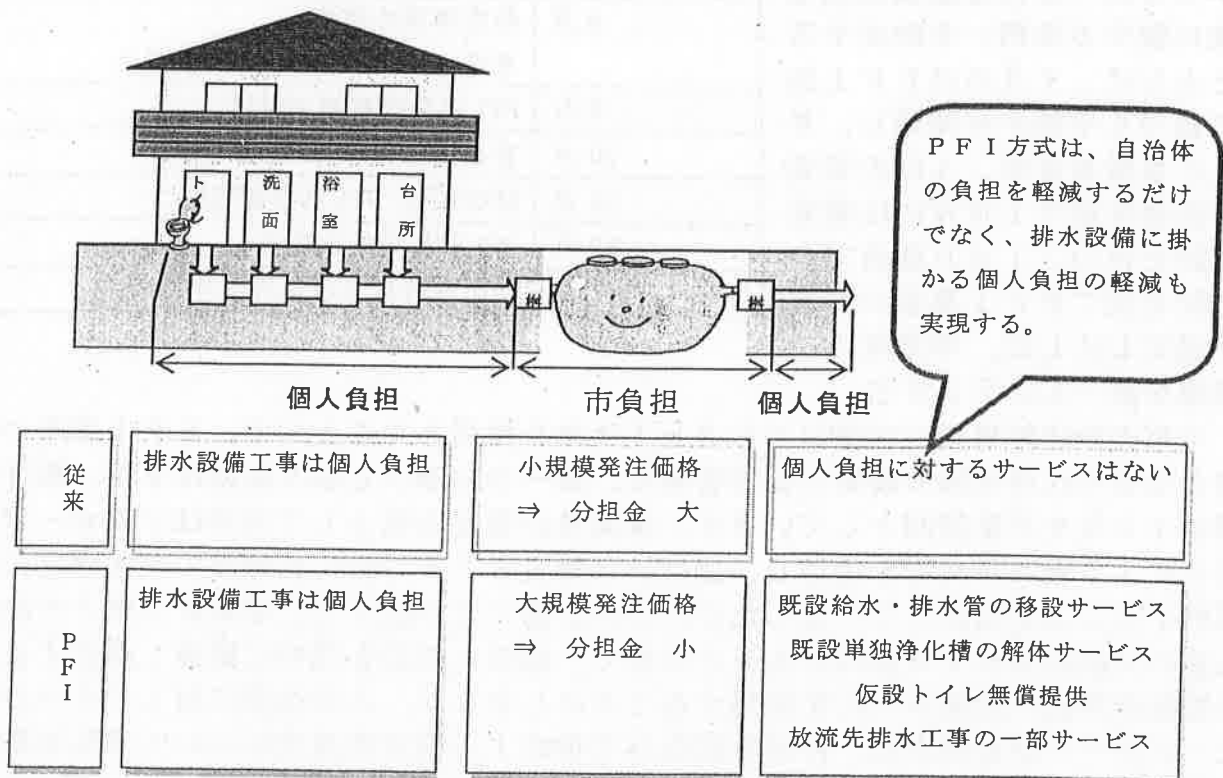
浄化槽事業は、下水道事業と同様に公的負担の部分と使用者個人の負担部分(宅内排水設備)を明確に区分する必要があります。

自治体が直接工事を発注する公設方式では、この区分に従って公的負担の部分のみを請負工事として発注しますので、事業者間の価格競争もこの公的部分に限って行なわれ、公的部分の工事費を最も安価に提案した事業者が工事を受注します。当然のこととして個人負担の部分に対するサービスは請負工事においては発生しません。

本市のPFI事業者選定では、個人負担の軽減に繋がるサービス提案も審査項目としましたので、結果的には幾つもの個人負担に対するサービス効果が表れています。その一部を図一5に示します。

表一2 浄化槽市町村整備推進事業の概要

■ 事業区域の現状	
・ 区域内人口	2,683人(平成21年度末)
・ 面積	9.1平方キロメートル
■ 事業方針	
・ 流域下水道認可区域を縮小し、市設置型による浄化槽整備区域とする。	
・ 市の責任で浄化槽(窒素除去型高度処理浄化槽)を設置し保守管理する。	
・ 使用料金も下水道と同じ料金体系とする。	
■ 事業方式	
・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づくPFI方式	
・ 事業範囲	浄化槽の設置及び保守管理
・ 事業者選定	公募型総合評価一般競争入札
■ 事業概要	
・ 事業開始	平成18年1月
・ 事業期間	10年(設置は6年)
・ 対象施設	個人住宅(専用・兼用) 集会所等
・ 目標基数	450基(全住宅の90%)



図一5 PFIによる個人サービス

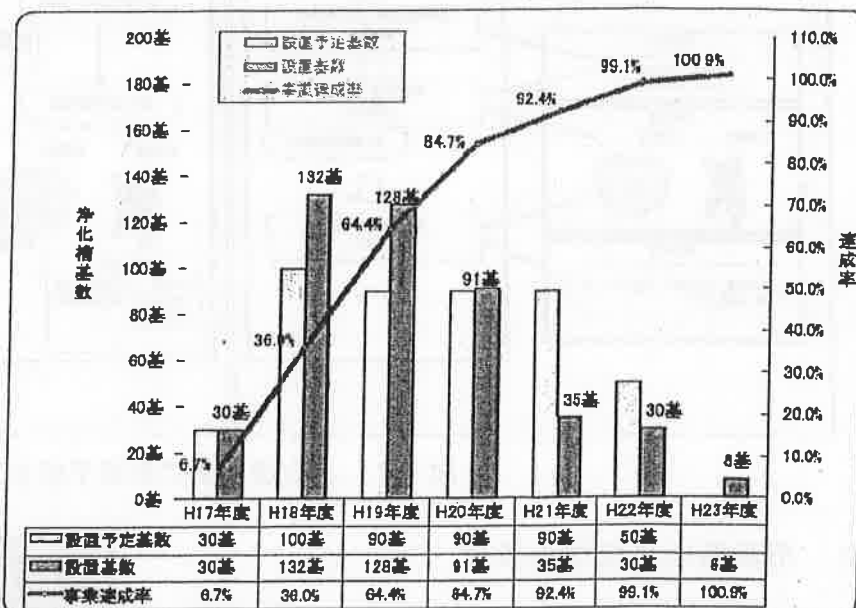
既設給水管や排水管の移設、既設単独処理浄化槽の解体、仮設トイレの提供、放流先水路までの素掘り排水路設置など、個人負担で行っていただく宅内工事費用の一部をPFI事業者が負担することで、本来個人負担となる費用を軽減できます。また駐車場に浄化槽を設置する場合には上部スラブの補強、増打ち等のサービスも行なわれています。さらに大規模一括契約の効果として、浄化槽本体の建設価格の低廉化が挙げられ、その結果として、浄化槽整備に係る受益者分担金も他市事例に比べて大幅に安価に設定できました。

このように企業努力による個人サービスの向上と価格の低廉化は、PFIの大きなメリットといえます。他方これらの効果は事業者側の利点が伴わなければ成り立たないものです。本市のPFIにおける事業者側の利点の仕組みは、その提案内容に含まれています。前述のとおり本市のPFI事業は、浄化槽の設置と保守管理が対象であり、入札参加事業者は設置と保守管理それぞれの単価を入札時に提示します。その際、予定価格に対する低減率は、「設置」については大きく、「保守管理」については小さく設定し応札されています。つまり、設置をより安く応札する一方で、保守管理では利益を確保するという意図がうかがえます。しかしその場合においてもPFIによる維持管理費は、個別の個人管理で行なう一般的な維持管理費よりも随分低廉となっています。

これにより事業者は企業努力により生み出した「お得感」を営業の武器として浄化槽の設置を促し、設置目標基数を当初計画以上に設定し、これを達成していくことで設置よりも利益率の高い保守管理へ早期に移行するという企業戦略をもって事業を進めています。

また本市の事業で設置した浄化槽の使用料については、下水道使用料と同じ従量制による料金体系を採用し、使用料単価も下水道使用料に準じているため、浄化槽使用料が下水道使用料に比べて増えるということはありません。定額制ではないため高齢者のひとり住まいであっても、使用料が大きな負担となることはありません。その結果として地域住民の皆さんにご支持いただき、図一6に示すように当初計画を大幅に上回る勢いで浄化槽が整備できました。

一般的に、浄化槽市町村整備推進事業を実施するについては、住民周知から設置希望の取りまとめ、工事時期の調整そして設計、積算、発注と相当量の自治体事務が発生します。行政経費の縮減が叫ばれる中、これらの事務を処理する職員体制の確保は難しく、その負担増を警戒して浄化槽市町村整備推進事業の導入を躊躇されるという事を聞きます。PFIの導入においては、PFIに関する理解をはじめと



図一6 市設置型浄化槽の設置数と達成率（H24.3末）

して、PFI法に基づく諸手続が必要で、その導入期における事務量は少なくはありません。しかし事業を実施する事業者を確定した後は、自治体の人件費をはじめ事務経費の節減にも大きな効果を発揮し、事業期間全体をみるとPFIの採用は十分な費用対効果を発揮できています。

本市の浄化槽市町村整備推進事業における公設方式とPFI方式の事務手続きの比較を図-7に示します。PFI方式は浄化槽設置営業から申請、設計、設置、管理に至るすべての工程において自治体職員の事務を大幅に節減できています。東条地区の導入可能性調査では、これらの事務節減効果と大量発注による設置価格の低減効果を合わせて、PFI方式は公設方式に比べてその半分の費用で事業実施が可能との結果が出ています。

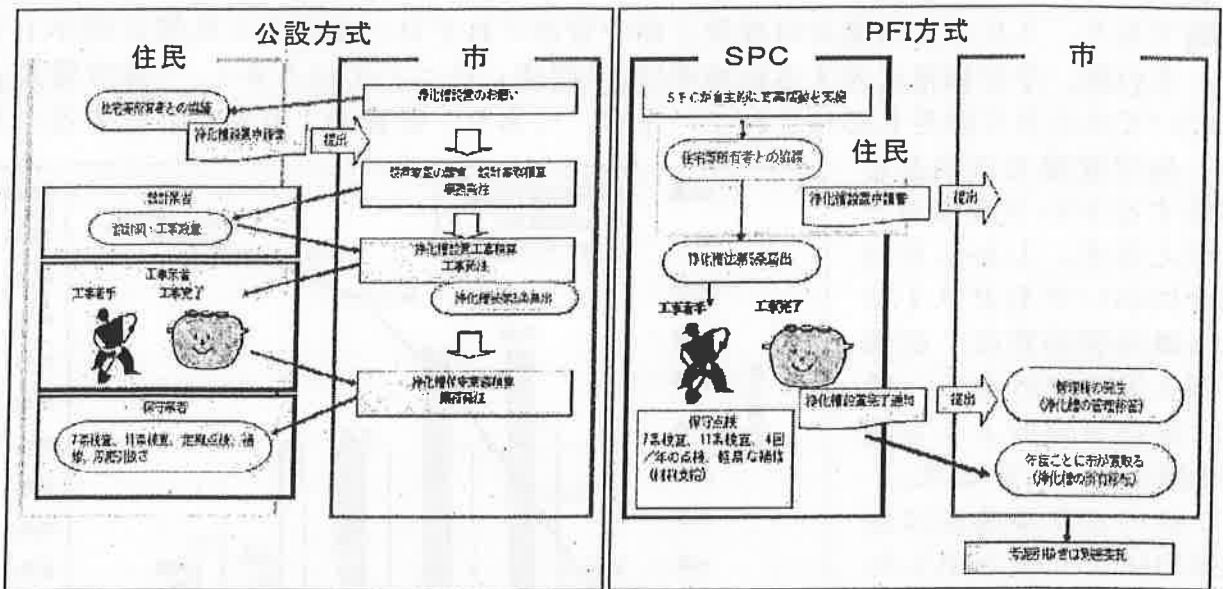


図-7 浄化槽設置の事務手続き

6 市設置型浄化槽の管理

PFIによる浄化槽の設置及び保守管理は、市の指示を受けずにPFI事業者が独自の業務体制により実施するため、事業開始当初に事業者との協議により「浄化槽設置工事施工写真撮影基本マニュアル」や「浄化槽点検要領写真」(図-8)などの業務ガイドを作成し、具体的作業手順の周知と作業品質の向上に努めています。

浄化槽は適切な使用の下、使用状況に応じた調整を行ない、微生物等の状態を良好に保つことで最良の浄化性能を発揮できる施設です。本市では法律で定められた排水基準や汚濁除去率を目標とするのではなく、下水道処理場と同等



図-8 点検要領写真より

の水質確保を目標に維持管理に努めています。

そのため、浄化槽に係る設備諸元のほか、保守点検結果についてもすべてコンピューターシステムに記録しています。また現地における点検時には耐久性に優れたノートパソコンを携帯し、その場で点検結果をデータとして記録するだけでなく、当該浄化槽の過去の記録を確認することで、循環水量やばっ気量等の調整の参考としています。

現地で取得した点検データはPFI事業者の事務所及び本市担当課でも確認できるため、使用者からの相談や異臭、異常音等の通報への迅速対応にも役立っています。記録項目は浄化槽管理者、使用者、設置場所、点検・清掃履歴、人槽、使用人数、処理方式、メーカー、形式番、付属機器諸元、施工者、設置日、使用開始日、管理士、点検結果・諸数値、法定検査結果・諸数値などです。

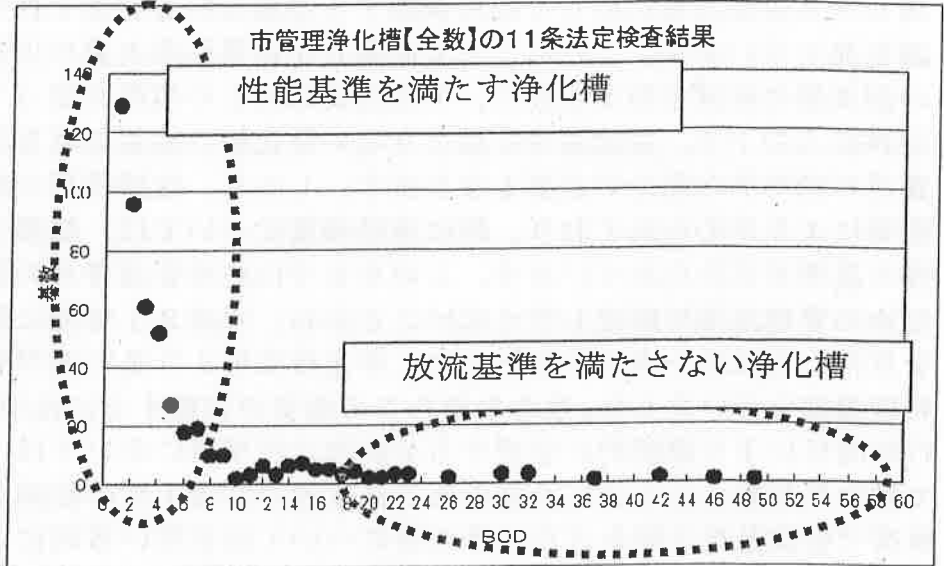


図-9 11条検査結果（平成23年度）

本市の市設置型浄化槽のほぼ全てが窒素除去BOD10タイプの高度処理浄化槽で、平成22年度の11条検査では既存寄付浄化槽（BOD20タイプ）を含む市管理浄化槽の85%がBOD10を下回り、93%がBOD20を下回っています。一方で、僅か数%であっても放流基準を満たさない浄化槽があり、これら基準水質以下の浄化槽の水質改善が管理者としての重要な役割です。

住宅から排出される汚水は、毎日24時間一定に排出されるのではなく、各家庭の生活スタイルに合わせて大きく変動します。法令等に定められる点検・検査もその変動する一時点の状況を確認できるに過ぎません。勿論浄化槽はそういった生活スタイルによる流量変動を考慮して設計されていますが、点検・検査結果が時間帯によって変化する

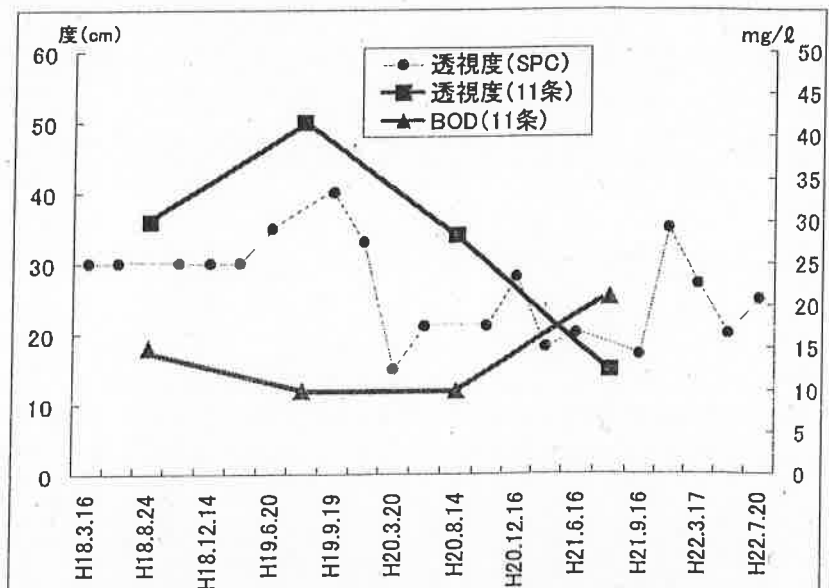


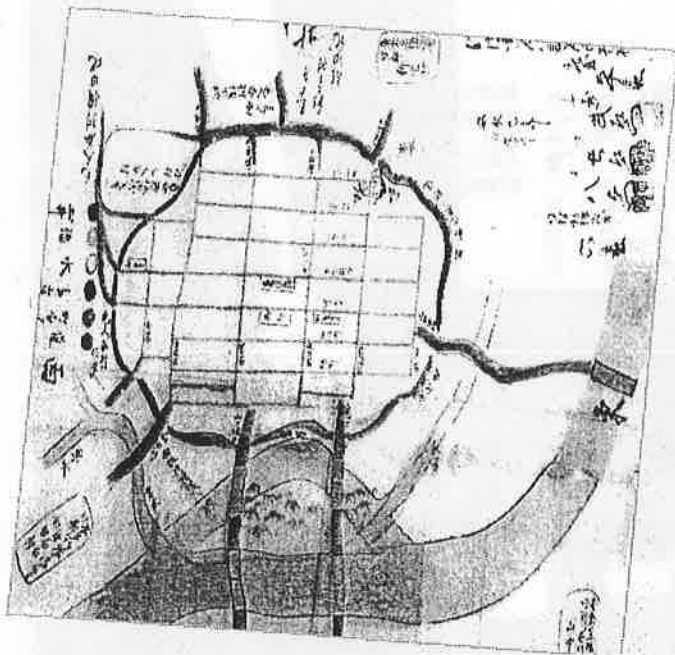
図-10 浄化槽の点検・検査結果変動

のは明らかです。本市では

図-10のように浄化槽を長期的に観察することで点検・検査結果が一時的な変動なのか、継続的な変動なのかを見分けています。この時間軸による変動データを基に、性能基準を継続的に下回る浄化槽を抽出し、その原因と対策についてPFI事業者と定期協議を行ない、適切で効率的な対応に努めています。

一般的に市設置型浄化槽の維持管理財源は、浄化槽法等で定められた点検・検査・清掃に係る費用を賄う金額を使用者から使用料として徴収し充当します。本市の場合は、多くの自治体で導入されている定額制とはせず、下水道と同じく使用者が使用した水道使用量に応じて費用負担する従量制料金制度を採用し、不足分は一般財源を充てています。これによって高齢者世帯等利用水量の少ない家庭に対する負担の割高感の軽減を図ると共に、下水道使用料との均衡を図っています。限られた使用料収入の下で、放流基準を満たさない浄化槽の改善対策を行なうには、維持管理費用の効率的な配分が必要となります。しかし、維持管理の頻度については浄化槽法等により定められており、特に清掃頻度については、法第10条によって全国一律の基準が定められています。このままでは維持管理費用の効率的な配分や、そのための管理基準の制定も行えないことから、平成21年度に独自の管理基準の制定を目指した試験を実施するために、浄化槽法第10条の適用除外について構造改革特区提案を行いました。残念ながらこの提案が実現するには至らなかったのですが、行政責任により継続的に管理する公設浄化槽事業においては、使用人数などの要因で排水処理能力に十分に余裕のある浄化槽の管理手間の軽減を図り、一方で、過剰負荷で性能基準を満たさない浄化槽については手厚い管理によって対応するなど、個々の浄化槽の状態に即したきめ細やかな管理基準を設けることができれば、事業全体として、また地域全体として総合的に、効果的に環境負荷の低減を行なえるものと考えています。

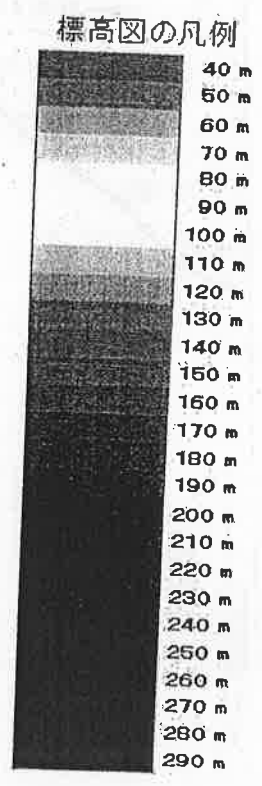
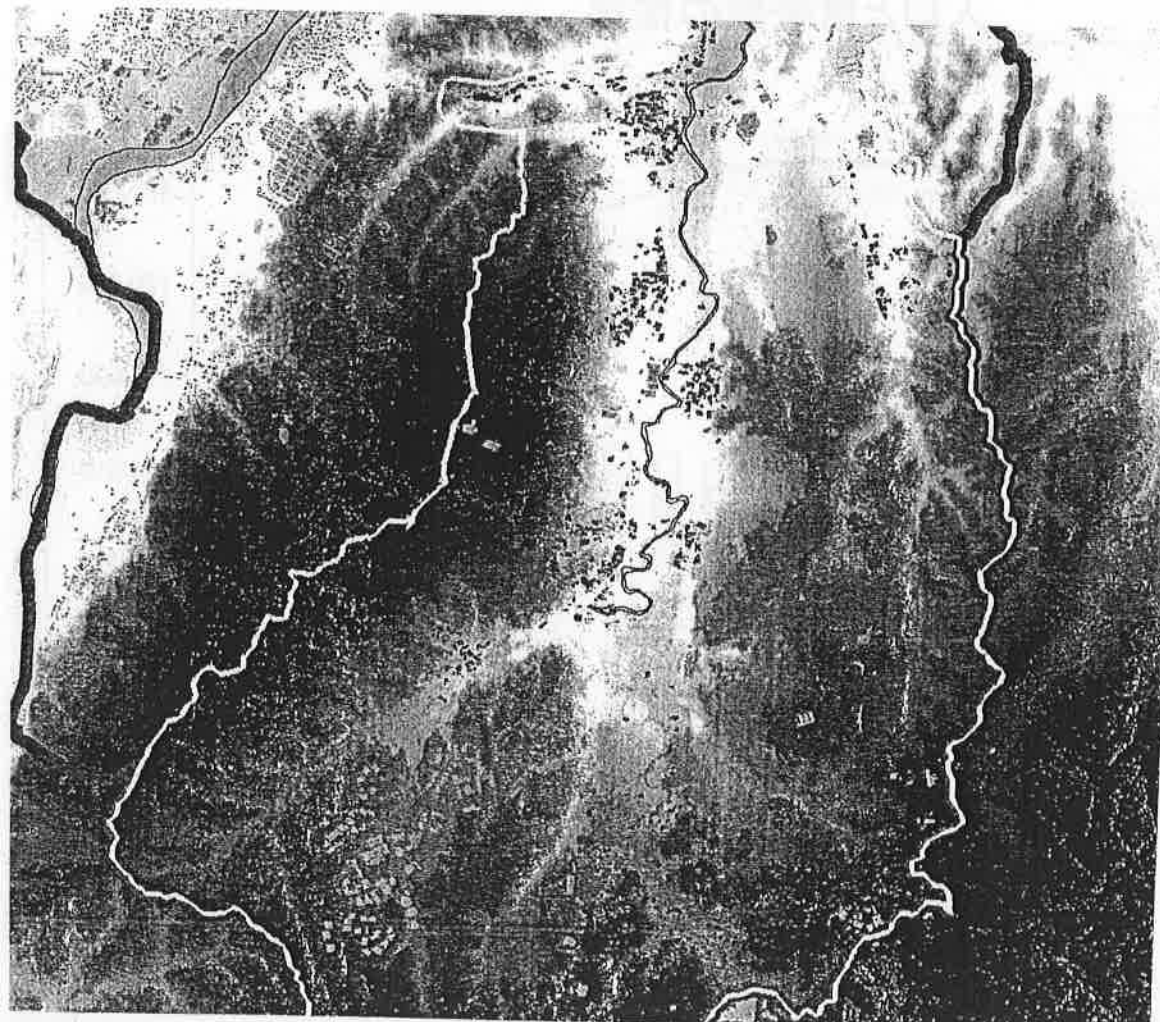
PFI方式による浄化槽整備事業（富田林市）

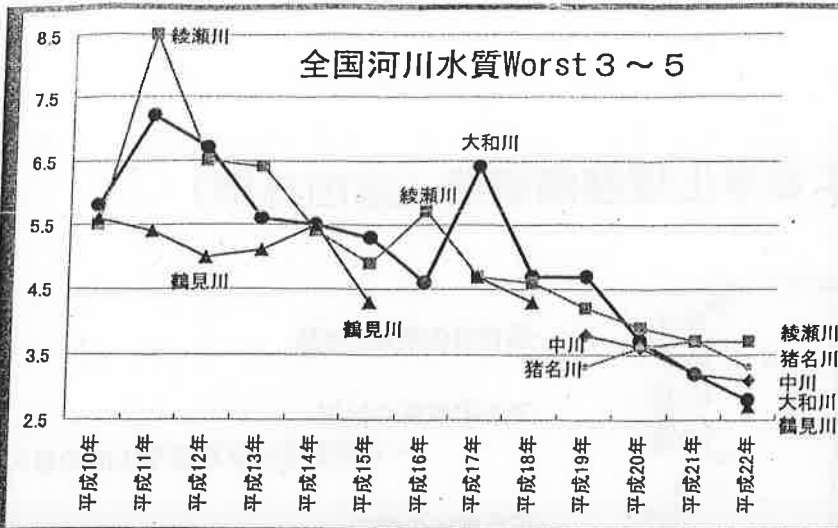


- ・富田林の歴史と地勢
- ・下水道事業の状況
～市設置型合併処理浄化槽の導入へ
- ・事業地域の現況
- ・合併処理浄化槽事業とPFI方式の導入
- ・従来方式とPFI方式
- ・事業実績 等
- ・浄化槽の構造と放流水質

重要伝統的建造物群保存地区
『富田林寺内町』

富田林市 上下水道部 下水道課





富田林市の位置

N34° 30' 00" E 135° 35' 48"



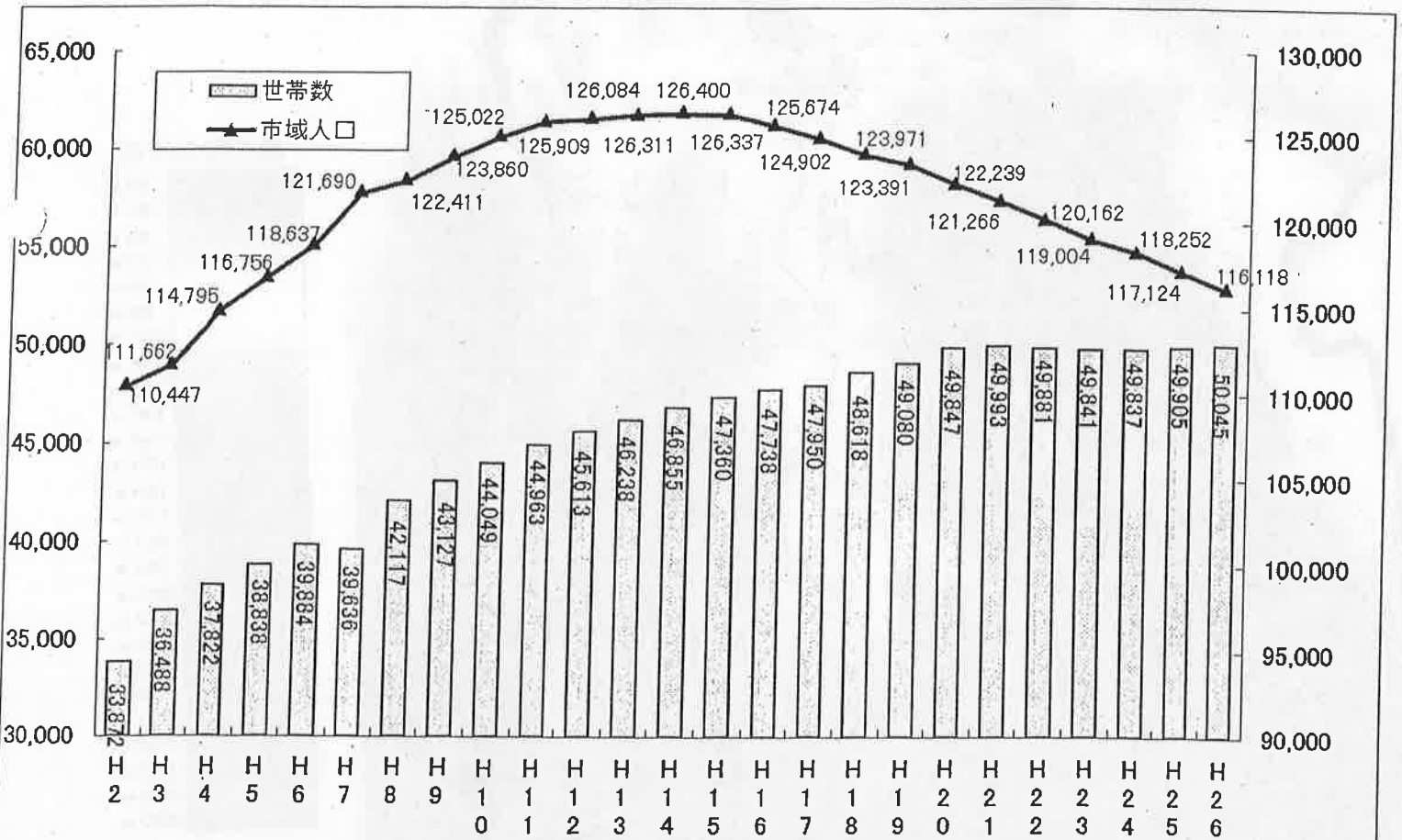
平成 8年 水質汚濁防止法「生活排水対策重点地域」指定

平成 8年 浄化槽設置費用補助制度の導入

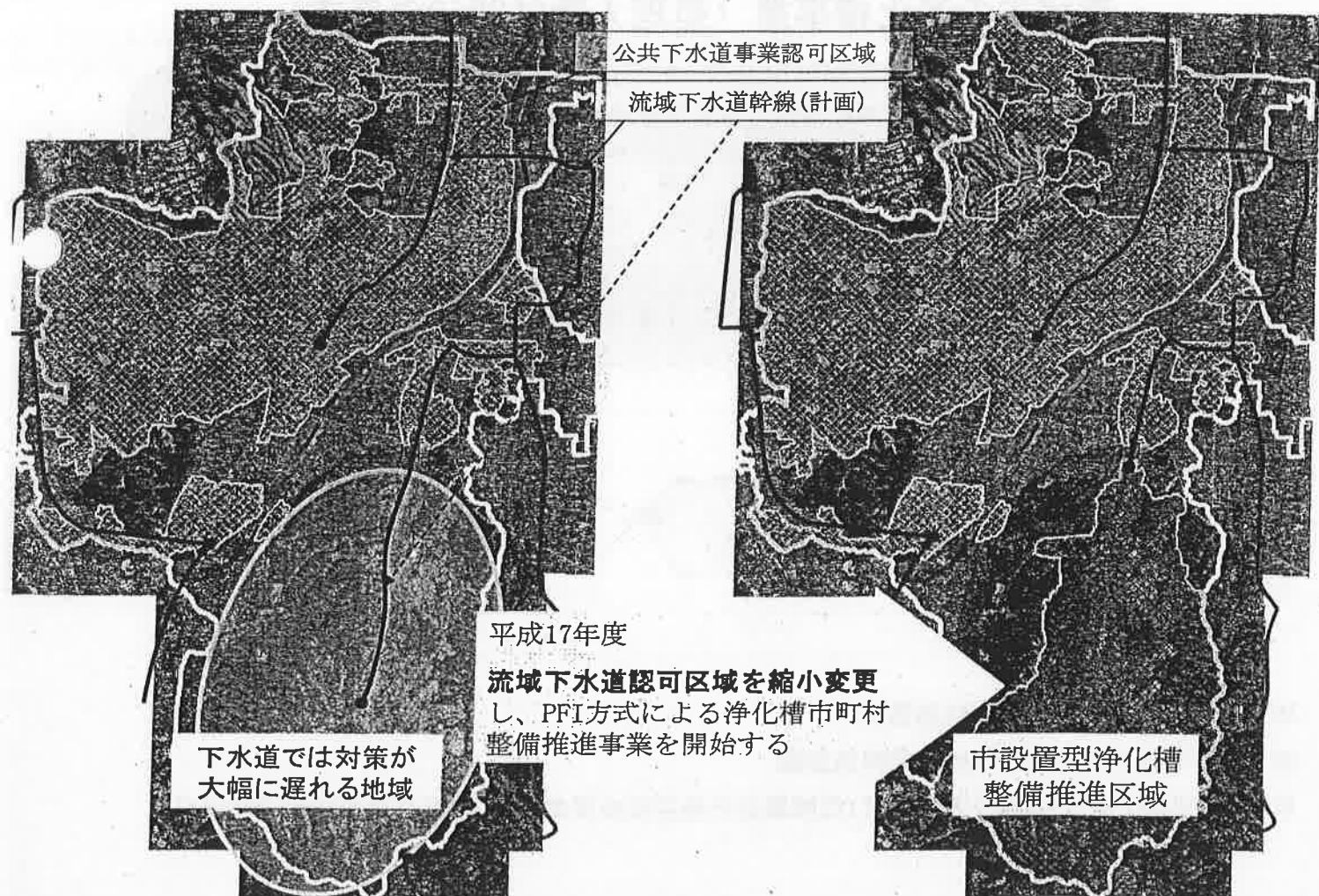
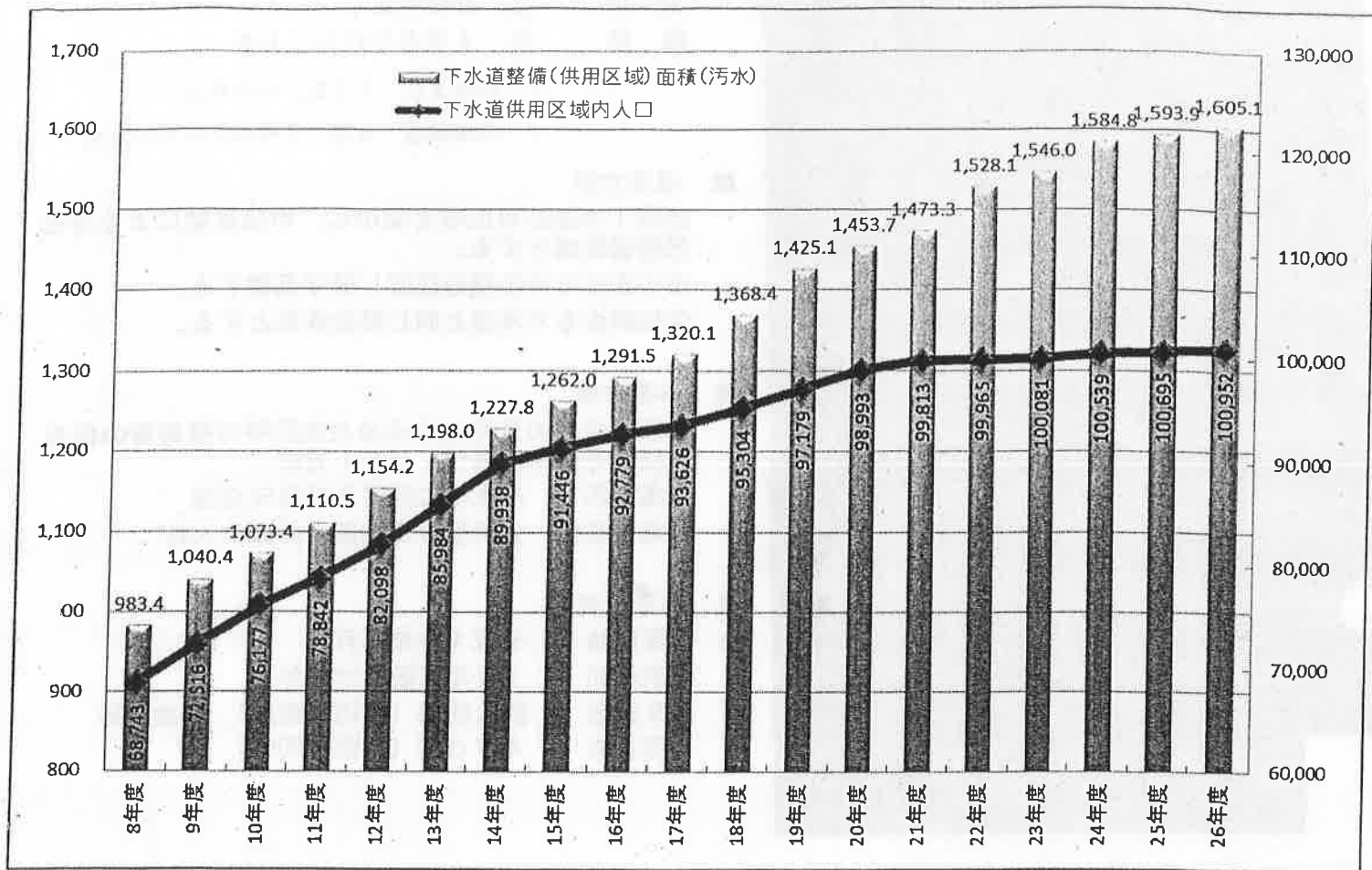
平成 15年 「大阪府生活排水処理実施計画」策定

平成 16年 「新・富田林市生活排水対策基本計画」策定

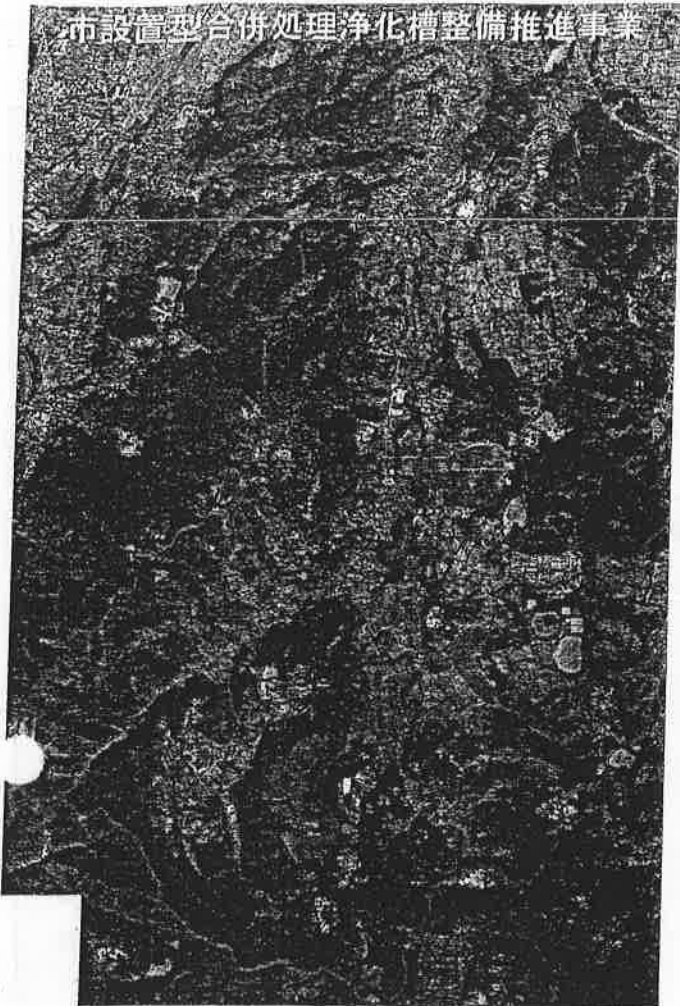
人口と世帯数の推移



公共下水道の整備面積と供用人口



市設置型合併処理浄化槽整備推進事業



- 事業区域の現状（平成19年度末）
 - ・ 人口 2,830人
 - ・ 面積 9.1平方キロメートル
 - ・ 市域人口 122,500人
 - ・ 市域面積 39.7平方キロメートル
- 事業方針
 - ・ 流域下水道認可区域を縮小し、市設置型による浄化槽整備区域とする。
 - ・ 市の責任で浄化槽を設置し保守点検する。
 - ・ 使用料金も下水道と同じ料金体系とする。
- 事業方式
 - ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づくPFI方式
 - ・ 事業範囲 浄化槽の設置及び保守点検
 - ・ 事業者選定 公募型総合評価一般競争入札
- 事業概要
 - ・ 事業開始 平成18年1月
 - ・ 事業期間 10年（設置は6年）
 - ・ 対象施設 個人住宅（専用・兼用） 集会所等
 - ・ 目標基数 450基（戸数の90%）

環境省の浄化槽事業（処理人数は2013年度末）

国内の浄化槽

1,121万人

浄化槽市町村整備推進事業（公設管理）※2



10%



90%

市

国 (1/3)
府 (2.5%)

78万人

浄化槽市町村整備推進事業（PFI）※3

浄化槽設置整備事業（民設管理）※1

559万人



60%



40%

市

国 (1/3)
府 (1/3)

※1 浄化槽設置整備事業実施要綱

※2 浄化槽市町村整備推進事業実施要綱

※3 浄化槽市町村整備推進事業費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金交付要綱

環境省の浄化槽市町村整備推進事業実施状況

(2014年3月)

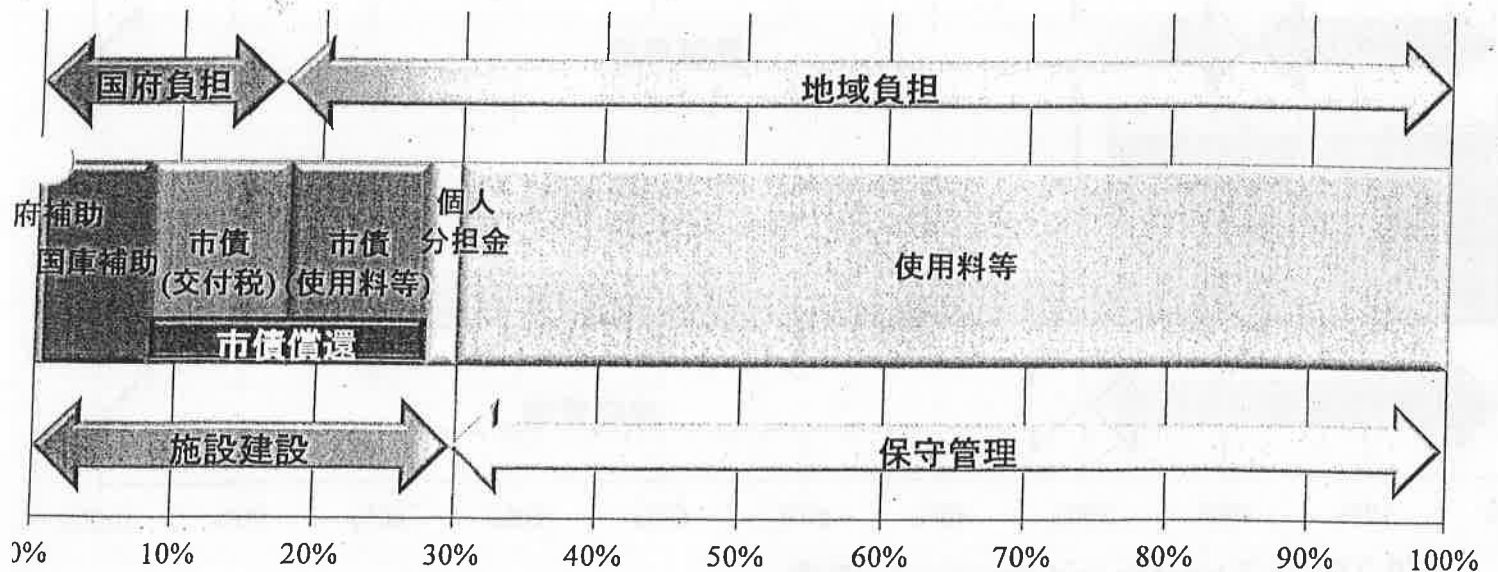
日本の市町村数 1,718市町村特別区

環境省の浄化槽市町村整備推進事業実施の市町村数 290

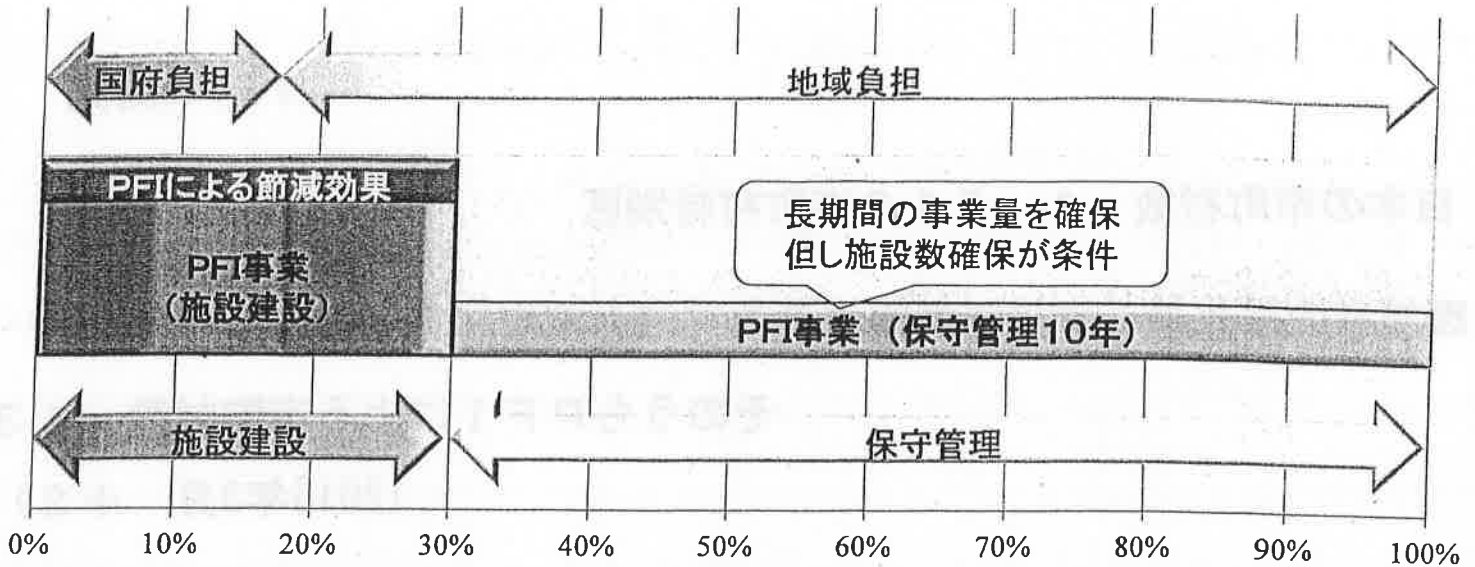
そのうちPFIによる市町村数 13

(2015年3月 +2)

浄化槽市町村整備推進事業財源内訳【Life Cycle】



浄化槽PFI事業の範囲

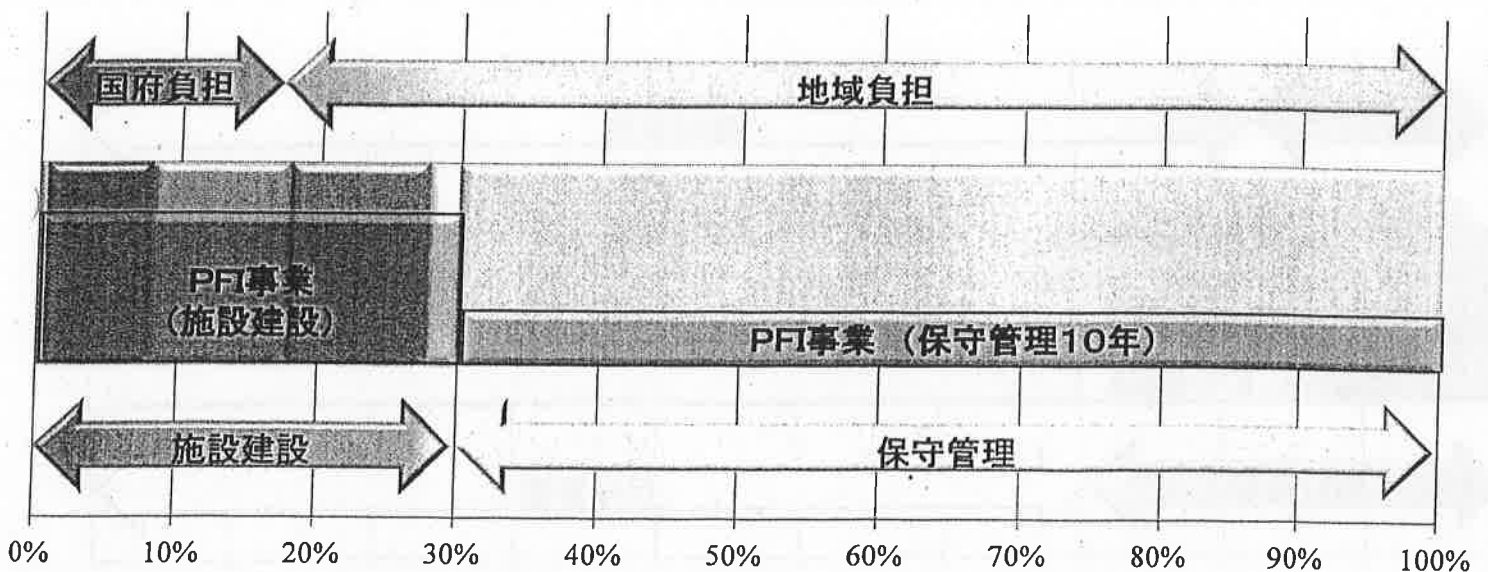


PFIの範囲

施設建設・・・施設建設のすべて。

保守管理・・・すべての施設を施設建設の開始から10年間。

PFI方式とSPCの資金リスク



BT0 (Build Transfer and Operate) 方式

施設建設・・・建設された浄化槽は、毎年度末に市がSPCから購入する。

保守管理・・・保守管理費は、毎年度末に市がSPCに支払う。

SPCは年度内の事業資金を確保すればよい





規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：公明党

活動内容等	期間又は月日	4月19日(水) ~ 4月21日(金)	
	支出先	・高知市議会議員 寺内憲資	
	目的・内容・結果等	<p>4月19日 1330~1600 奈良県生駒郡平群町視察 被災者支援システムを職員自らが経費をかけず立上げ、本格運用を行なっており大変参考となった。</p> <p>4月20日~21日 平成29年度 市町村議会議員研修「住民とのコミュニケーション対話と発信力の向上」受講 議員の資質を高めるために、住民との対話の重要性及び議員の発信力の必要性を学んだ。</p> <p>(受講内容、別添資料のとおり) ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	交通費、受講料ほか旅費規程による 49,810 円 研修費 2,400 円 振込料 486 円 土産代 2,508 円	55,204円
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
		合計	55,204円
	領収証書及び支払証明書添付枚数	2	枚
備考			

行政視察報告書

報告者氏名(視察代表者) 寺内憲資



1 視察者氏名

寺内 憲資			

2 視察期間 29年 4月19日

3 視察先, 視察事項, 選定理由, 視察結果等

視 察 日 視 察 先	視 察 事 項 及 び 選 定 理 由	視 察 結 果 (参考となった事項, 考察)
4月19日(水) 奈良県生駒郡 平群町役場	平群町は、総務省が推奨する自治体のみが無償で使用できる被災者支援システムを職員自らが経費を掛けずに構築し、本格運用を行なっていることから、そのノウハウを習得する	行政情報担当者が被災者支援システムの開発者がいる西宮情報センターと連携を図り、経費を掛けずに被災者支援システムを構築していた。 これはどの自治体も同センターに問い合わせても親切丁寧に教えてくれ、無償で構築できるとのことであった。 職員研修は、災害時に被災者支援システムで何ができるか、職員にとってどの様にプラスになるか、同システムが職員のためのシステムであることを理解させていることから、各課の職員が積極的にシステムの操作を行っており、大変参考となった。

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

※ 主要な関係資料の写しを添付してください。

視察に係る旅費交通費の内訳は、別紙のとおり。

平成29年度市町村議会議員研修 [2日間コース]
住民とのコミュニケーション～対話と発信力の向上～

月日	曜日	1時限 (9:25-10:35)	2時限 (10:50-12:00)	3時限 (13:00-14:10)	4時限 (14:25-15:35)	5時限 (15:50-17:00)	(敬称略) 課外 (17:00-)
4/20	木		11:00-12:00 受付 11:30- 昼食 12:30- 開講・ オリエンテーション		【講義・演習】 住民とのコミュニケーションI		17:30- 交流会
			【大教室】		京都造形芸術大学副学長 特定非営利活動法人学習学協会 代表理事 本間 正人		【大食堂】
4/21	金		【講義・演習】 住民とのコミュニケーションII		14:10-14:25 閉講、事務連絡		
			京都造形芸術大学副学長 特定非営利活動法人学習学協会 代表理事 本間 正人		【大教室】		

◎日程は、都合により変更になる場合があります。

(平成29年3月17日現在)

研修担当：古川、久保

全国研第 87 号
平成29年3月17日

高知県 高知市議会議長様

公益財団法人全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

学長 松 崎 茂

滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号

研修受講の決定について

先にお申込みいただきました貴所属議員の研修受講について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。
つきましては、以下の事項にご留意のうえ、所要の事務手続等についてよろしくお願
いします。

氏名	寺内 憲資
コース名	平成29年度市町村議会議員研修 [2日間コース] 「住民とのコミュニ ケーション～対話と発信力の向上～」
研修期間	平成29年4月20日 (木) ～ 4月21日 (金)

1 研修受講に要する経費の納入について

下記金額を指定期間内に指定口座へ振り込んでください。
なお、本決定通知をもって請求書に代えさせていただき、別途請求書は発行しませ
ん。

(1) 納入金額: 7,300円 <内訳> 研修費(@1,200) 2,400円
食費 2,650円
研修生活動費 2,250円

(2) 指定期間: 平成29年4月11日 (火) ～ 4月17日 (月)

(3) 指定口座: 滋賀銀行 唐崎支店 普通 No. 461158
みずほ銀行 大津支店 普通 No. 1705329
名義人: サイ センコクジョウリクサウイタン
センコクジョウリクサイブンケンシュウシヨ
(公財)全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

注1) 振込依頼書の「ご依頼人氏名欄」は、必ず貴団体名を記入してください。
注2) 貴団体からの振込通知書の送付は不要です。

旅 費 明 細 書

月 日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃			船 賃	航空賃	車 賃		日 当	宿 泊 料		食卓料	計
					営業 換算	運賃	急 行料			計	定額		実費額	日 数		
19	高知 (7:00)		平群 (11:50)	奈良県生 駒郡平群 町	401	6,950	4,550				1	3,000	1	13,300		27,800
								円								
4 20	平群 (9:10)		唐崎 (11:01)	大津市	94.4	1,530					1	1,500	1	4,900		7,930
								円								
21	唐崎 (15:05)		高知 (19:45)		412.6	7,060	5,520				1	1,500				14,080
支 度 料																
旅行雑費					908.0	15,540	10,070				3	6,000	2	18,200		49,810
																(支給額) 円

(注) 括弧内には、在勤地の出発(予定)時刻を記載すること。
 ※ 4/20・21は宿泊指定 (1泊2日7,300円 (研修費込2,400円) 朝1 昼2 夕1 食付)
 ※ 4/20・21は昼食が用意されているため半日当とする。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

〈四銀〉キャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。
 なお、いまのお取引の明細は下記のとおりでございます。
 ご了承ください。

四国銀行

お振込日 29-04-14	取引番号 0081	口座番号 0001	支店番号 7126
お振込金額 ¥7,300	お振込引当金の残高		
お支払可能残高			
1 0 0 0	0	0	0
0	0	0	0
お振込手数料		¥486	¥2,214

受取人 銀行
 滋賀 唐崎支店
 普通 461158
 サイセー
 タン 様
 ご依頼人
 コウチシキ カイ テラウチ ノリヨシ 様
 088-823-9400
 10:46

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

振込み手数料 486円

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証

高知市議会公明党 様 29年 4月 18日


★ ¥2,508 -

但 白花・栗丸(中)

上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額
 消費税額(%)

高知市はりまや町1丁目
 株式会社 浜
 電話(088)875-8151



視察場所 平群町役場への土産代

受講証明書

団 体 名 : 高知県 高知市

所属・氏名 : 高知市議会 議員 寺内 憲資

研 修 名 : 市町村議会議員研修 [2日間コース]
「住民とのコミュニケーション～対話と発信力の向上～」

期 間 : 平成29年4月20日(木) ～ 平成29年4月21日(金)

上記の研修を受講したことを証明します。

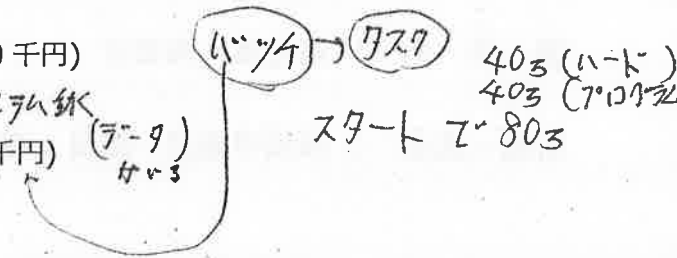
平成29年4月21日

全国市町村国際文化研修所
学 長 松 崎 茂



1. 被災者支援システムを導入の経緯について

- H20.7 LASDEC 電子自治体推進セミナーで被災者支援システムの無償提供について説明を受ける
- H21.1 LASDEC より被災者支援システム CD-ROM の配布を受け、利用申請を行う (No18)
- H21.3 町議会で被災者支援システムの導入について一般質問を受け、導入検討についての答弁を行う
- H21.6 被災者支援システム導入に係る予算補正
- H21.7 ハードウェア入札(サーバ 200 千円、キーボードモニタ 200 千円)
- H21.8 総合政策課職員がシステムセットアップ
- H21.9 住基システムからのデータ抽出プログラム作成委託(400 千円)
- H21.10 1 日 1 回の住基データ自動連携開始



2-1. 被災者支援システムの活用状況について

- ・ 実稼働の事例はありません
- ・ 連携(日次)済みの行政情報は以下の通りです
 - a. 住基 4 情報
 - b. 世帯情報
 - c. 家屋情報(所有者等)
 - d. 介護度(要介護 4・5 のみ)
 - e. 障害者手帳・療育手帳関係情報
 - f. 避難行動要支援者台帳

2-2. 住所辞書について

現状

- ・ 旧地番の世帯 2,242 …… 固定資産システムに旧地番による住所辞書あり
- ・ 住居表示の世帯 5,678 …… 国土地理院作成の住所辞書(フロントページ)あり

問題点

一応全ての世帯のポイントは表示できるが、住居表示の地域では家屋の中心にポイントされない
 旧地番の地域の住所辞書の更新は年 1 回なので、直近に建築され新規に転入した世帯のポイントが無い

対策 (現時点での方針)

整備済みの統合型 GIS を活用して、最新の住基データのうち「建物内にポイントのないもの」だけを着色表示させ、週次で住居表示を所管する住民生活課が建物内にポイントを移動する。

この業務フローを定着させることにより、特定部署に過度な負担を掛けずに常に最新の住所辞書を維持する。